

## 総合資源エネルギー調査会総合部会 第19回電気料金審査専門委員会

日時 平成25年2月28日（水）13：00～15：21

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

### 1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは定刻になりましたので、第19回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、委員及びオブザーバー各位におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。今回も説明者として、関西電力からは岩根副社長、九州電力からは坂口経営企画本部長にご出席いただいております。

では、以後、議事進行は安念委員長にお願い申し上げます。

○安念委員長

ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日は、各委員が個々に3名のチームをつくって検討していただきました査定方針案のたたき台を全体で検討したいと思います。

1月10日の第14回委員会以降、各委員が3人1組となって個別の分野ごとの査定方針案を検討してまいりました。まず、事務局から一通りご説明をいただきまして、各委員から簡単に補足のご説明をお願いいたします。その後、電力会社から資料の提出がありましたので、ご説明をお願いしたいと思います。

それでは、まず片岡課長からご説明をお願いします。

### 2. 査定方針案の検討について

○片岡電力市場整備課長

資料の3をごらんいただければと思います。

ちょっと長いので、お時間かかるかもしれませんが、ポイントに絞ってなるべく簡潔にご説明したいと思います。

まず、1枚めくっていただきますと、目次がございまして「はじめに」、それから「基本的に考え方」以降、個別の論点、費目に応じて書いてございます。

1枚めくっていただきまして3ページでありますけれども、「はじめに」というところで経緯を書いております。2ポツですけれども、昨年11月の第11回以降、これまで今回を入れまして9回開催をいたしております。

4ポツ、1月10日の14回以降、委員が3人1組になっていただきまして、担当分野につきまして査定方針の検討を行っていただいております。契約書のコピーを含む資料を確認していただくなどを行いまして、延べ102回、約125時間を費やしていただいております。経済産業省は法律に基づきまして、立入検査等を実施をし、その結果についても委員に確認をいただいております。

今回のたたき台は、この各分野につきまして、資料の作成を指示をいただきまして確認してもらった上で、今、お出ししているということであります。

4ページに担当委員の内訳といいますか、分担が書いております。

6ページ、「基本的な考え方」であります。電気事業法に基づきまして算定規則に基づいているか、それから審査要領に照らしまして法律上の要件を満たしているかということを審査していくというのが基本的な考えであります。

その中で、具体的には(1)ですけれども、広告宣伝費、寄附金、団体費などについては原価算入を認めない。それから、社会通念上不適切とされるような交際費、政治献金、書画骨董、料金として回収するのは不適切というようなものについては原価と認めないと。

それから(2)ですけれども、既存の契約・法令に基づく費用については、その妥当性を確認をする。

次のページですけれども、今後契約を締結するもの、交渉を行うものにつきましては、今回、関西電力、九州電力におきましては、入札の実施の有無にかかわらず7%の調達価格削減を織り込んで申請をしておられます。これにつきましては、東京電力のケースなどを勘案しまして、各費用費目の性格に応じまして10%を求めると。それに満たない分についての未達分を原価から減額する。ただし、その際に両社が震災後に行った取り組みのうち、原価織り込み前に削減したものの、これについてはその分から除外するという基本的考え方を述べております。

さらに(4)ですけれども、子会社・関係会社におきましては、それに加えて本社並みの経営効率化を求めるために、一般管理費等につきまして出資率に応じて10%の追加削減を行うと。

(5)ですけれども、人件費、修繕費、事業報酬など、審査要領に既にメルクマールがあるもの、これにつきましては、それに基づきまして減額等の査定を行う。

その他、残ったものにつきまして、審査要領に基づきまして、比較査定、これは各社との比較査定ですけれども、ヤードスティックを行うということであります。

8ページ、なぜ10%の削減目標を掲げたかということについて書いております。電力会社が料

金の妥当性を世に問うていく際には、やはり客観的第三者による目標の設定が大事であろうと。東京電力におきましては、第三者委員会を含めまして徹底的なデューデリジェンスを実施をし、その結果10%という目標で原価に織り込んだということでもあります。

今回、関西電力、九州電力は7%の効率化目標を設定し、原価を圧縮していることは評価できるということでもありますけれども、この7%がみずからの調査に基づく削減幅であるということ、あるいは分野によっては過去15%の例もあるということから、このまま7%を受け入れることは困難であると。もし、関西電力と九州電力の効率化前のコスト水準が東京電力と同等であれば、東京電力の10%を当てはめることが合理的であるということでもあります。

それを見る際に発注価格を決める主要な構成要素の一つであります委託人件費、これは各社が持っているものですが、それを関西電力、九州電力、東京電力に比べた場合に、地域補正した金額はほぼ同等であると確認されました。このことから、コスト削減前のコスト水準はほぼ同等であったと。したがって、東京電力の10%行うことは適当であるということでもあります。

以降、個別論点であります。人件費が次から続いています。基本的に以降の資料の体裁ですが、まず概要がありまして、各社の概要、収支の概要、各社の数字の概要、それから13ページですけれども審査要領の抜粋、それからここで公聴会等も含めまして出てきたような論点を書いております。その上で14ページ以降ですけれども、検討の結果と。他の項目も大体このような構成になっております。前段のところはこれまでの議論のとおりですので、ちょっと省きまして、検討の結果のところを中心にご説明したいと思います。

14ページでまず関西電力、九州電力の人員計画ですけれども、いずれも新規採用の抑制でありますとか、早期退職等によりまして人員削減に取り組んでおられると。その結果、生産性の比較を行いますと、1人当たりの契約口数でありますとか販売電力量、売上高、いずれも10社平均より高いということで、妥当ではないかということでもあります。次のページにその表が載っております。

16ページ、役員報酬でありますけれども、役員数につきまして関西電力は前回の改定より3名の減員、九州電力は24年に3名の増員となっております。この九州電力のものにつきましては、昨年度の財務状況は赤字決算であり、かつ値上げも想定される局面であったことを勘案しますと、原価上、この増員を認めることは適当ではないという査定方針になってございます。

それから、役員報酬の水準とありますけれども、一般の人件費と異なりまして、なかなか賃金構造統計調査のような基本統計がないと、そういう中で人事院の調査で500人以上の規模の役員報酬が大体この3,200万円ということも勘案しまして、国家公務員トップの事務次官の給与が設定されているということを踏まえまして、電力会社の役員報酬についても、この公務員の指定職

の給与水準と同レベルとすることが適当じゃないかということでもあります。次のページにデータが載っております。

次に19ページで従業員の1人当たりの人件費水準、給与水準でありますけれども、この中には基準となる当然の基準賃金といいますかサラリーと、それからいろんな手当、当直手当とかそういった基準外の賃金、それからボーナス等の報酬、諸給与金、それを込みにしたものでございます。基本的な考え方としましては、電気事業者が競争企業と異なり、独占のもとで競争リスクがないということを勘案しまして、一般的な企業の平均値をメルクマールで採用する。他方で、事業規模が大きい、あるいは公益事業との側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味する。加えて、地域間の賃金水準の差を考慮するということがあります。なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。あくまでここでは原価の議論をしているということでもあります。

その上で、具体的には一般的な企業の平均値でありますけれども、賃金構造基本統計調査の1,000人以上・正社員をメルクマールとすることが適当であると。

類似企業との比較でありますけれども、業種の選び方についてご議論がございましたが、ここに書いています理由によりまして、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適切である。

地域補正のあり方、20ページでありますけれども、関西電力は賃金構造統計調査の活用、九州電力は人事院資料の活用となっております。これにつきまして、これも前回ご議論がございましたけれども、購買力のもととなる給与水準の決定には、地域の物価水準が大きな影響を与えると考えられますけれども、両電力会社の申請の方式と消費者物価指数を見比べたところ、それぞれの間に大きな乖離は見られない、かつ両社の水準は消費者物価指数で補正した場合と比較して低い水準となっているということから、それぞれの補正方式はそれぞれ妥当のものと考えられるということでもあります。

21ページでありますけれども、基準外の超過労働給与、いわゆる残業代、それから出向者の給与等でございます。超過労働給与につきましては、事業の性質あるいは景気によって左右されるということから、全産業での比較は適当ではなくて一般電気事業者との比較を行いました。その結果、下のグラフにありますとおり、1人当たりの水準は一般電気事業者の平均値を下回っていることを確認したため、妥当であると。

出向者の給与につきましては、非常に多数ありますので、ちょっと一件一件今、精査をいただいている途中であります。

それから4番は、地方議員兼務者の給与でありますけれども、関西電力におきましては7日以内の議員活動分については給与に入っていたということがありましたので、これについては算入

を認めないことが適当であるということでもあります。

次に、退職金であります。22ページでありますけれども、これも1,000人以上の平均値を基本とするという基準をできる限り統一的に適用するという考え方にに基づきまして、下記のようにありますように、人事院の1,000人以上の調査、それから中労委のデータ値、この平均値を1,000人以上の退職金の水準として上限にしてはどうかということでもあります。関西電力、九州電力それぞれ幾らか高くなっているということで、高いところは認めないということでもあります。

23ページでありますけれども、法定厚生費であります。健康保険料、雇用保険料等につきましては、それぞれルールに基づきまして機械的に算定されていることを確認しております。一方で、健康保険料の事業主負担割合でありますけれども、右下のほうのグラフがありますけれども、申請はそれぞれ関西が56%、九州が58%になっていますけれども、統計上、一般的な企業と考えられます単一・連合の平均値が55%であるということで、55%より上の部分については原価算入を認めないということでもあります。

24ページ、一般厚生費でありますけれども、これも東京電力のときのやり方と同じですが、経団連の1,000人以上の企業の平均値と比較を行いました。その結果としまして、それぞれ低いということで確認されております。他方で、厚生施設、体育施設、文化施設等の費用でありますけれども、原則としては原価算入されていませんが、一部発電所敷地内にあるグラウンド等にかかる費用がございました。これについては体育施設と扱って原価算入を認めないことが妥当であるということでございます。

25ページでありますけれども、委託検針費、委託集金費、雑給とあります。これらの費用は業務の形態に応じて決まってくるため、必ずしも全産業との比較は適当ではないということで、他の一般電気事業者との比較を行っております。その場合に、他の一般電気事業者の販売電力量当たりの単価と比較しましても、関西、九州ともに同程度以下の水準であることを確認しております。ただし、これも議論がありましたけれども、関西電力の顧問14名及び九州電力の相談役顧問3名につきましては、業務内容が明確にされておらず、会社を代表する権限や責任を有していないことから、これらの報酬及びこれに関連する人件費等の費用については、原価に算入することを認めるべきではないという査定方針になっております。

続きまして燃料費であります。こちらも概要、それから審査要領、それから論点がありまして、以降、検討の結果ということで29ページ以降になっております。

まず、火力の燃料費で最も安い発電所、電源から動いているかということの確認、メリットオーダーの確認でありますけれども、これにつきましては最も経済性のある石炭をベースにしまして、次に経済性のあるLNG、それから残りを石油ということで運用されているということを個

別に見ていただきまして確認をしております。

それから30ページ以降は、一方で購入単価といいますが、購入の織り込み価格に関する検討があります。まず、LNGから始まっていますけれども、①、②はこれまでの実績あるいは削減に向けた取り組みの状況を書いております。

それから31ページは、今回の改定になる数量がどの程度になっているか。それから④は、どういう形でこれまでの契約あるいは今後の契約が改定されていくことになっているかということ。それから一番下のポツは、今回参考人として専門家に来ていただきましたので、その専門家のご意見もここに書いてございます。

その結果としまして、32ページで査定方針案でありますけれども、今回の申請原価においては、関電は直近24年7～9月のJLC価格並み、九州は現行据え置きまたは値上げで原価に織り込んでおりますけれども、これまでのような環境の変化を踏まえまして、将来の効率化努力を先取りした調達価格を織り込んだ原価査定を行うべきであると。具体的には、原価算定期間が3年間ございますけれども、25年度、26年度につきましては、申請会社以外の一般電気事業者も含め、原価算定期間内に契約更改等が実施される長期のプロジェクトのうち、改定後の価格が現時点で最も安いもの、いわゆるトップランナー価格、これを原価織り込み価格とすべきである。加えて3年目、27年度以降につきましては契約更改交渉までに十分のリードタイムの時間がある。また、米国からシェールガスが非FTA締結国に輸出開始が見込まれるということを考慮しまして、天然ガス価格リンクを一部反映した原価織り込み価格とすることが適当であるという査定を行っております。また、スポットにつきましては、それぞれ直近の実績が、関西が7万3,800円、九州が6万7,761円になっておりますけれども、スポットはタイミングによって価格が大きく変動するというので、各社の実績でなくて一般電気事業者全体の平均調達価格を織り込み価格とすべきであるという査定方針となっております。

33ページ、石油でありますけれども、3つ目のポツの下のほうに書いていますが、原油につきましては産油国の政府公式販売価格を適用している。重油につきましては、元売りと大口需要家とのチャンピオン交渉の結果に基づいて算定されているということで、それぞれ妥当である。石炭につきましては、これも一番下のポツですけれども、一部の購入価格につきまして、各国別の全日本の通関CIF価格を上回るものがあるということで、個社の個別の調達数量の差異を踏まえつつ、全日本通関CIFまで原価を抑えると、それを上限として原価算入を認めるべきという査定方針になってございます。

34ページ、それ以外の現物以外のいわゆる諸経費でありますけれども、これは先ほど基本方針でありましたが、子会社、関係会社取引が見られます。これにつきましては、基本的な考え方と

いうことで統一的に査定を行うということでもあります。

核燃料費でありますけれども、前提計画としまして原子力発電所の稼働の計画、それから3つ目のボツですけれども、プルサーマルの実施の計画が立てられております。核燃料費につきましては、こうした前提計画に基づきまして、装荷された核燃料が燃焼した分、これが原価に入ってくるということでもありますので、その前提どおりに計算されていけば妥当であるということを確認しているということでもあります。

続きまして、購入電力、販売電力料でありますけれども、検討の結果38ページであります。こちらでもメリットオーダーの一環といたしまして、他社から購入するものも自社に比べて安いものがあるのであれば、一番安い形で運用すべしという、いわゆるメリットオーダーの確認であります。これにつきましては、他社の火力発電所、これも当初のとき、最初のほうの議論が結構ありましたけれども、もっと動かせないかとかいろいろありましたけれども、契約などによる制約を考慮し、運転単価の安い電源がより高稼働となるように織り込まれていることを具体的に見ていただいて、確認をしていただいております。

それからちょっと飛ばしますけれども39ページで、卸電力市場等の見方でありまして、電力システム改革の観点から自主的取り組みということで、取引所をもっと活用しましょう。あるいは常時バックアップの料金を見直して下げましょうということが提言されておりますけれども、今回そうしたことを反映いたしまして、①の1つ目の丸、ちょっといろいろ書いていますけれども、要すれば、ユニットごとの限界費用、きちんと限界費用以上で売り買いできるのであれば、あれ以下で売り買いできるのであれば、きちんと取引を活用するという形に取引量を算定し直して原価を算定するという形にしてはどうかということでもあります。

バックアップにつきましても、料金の値下げが行われますと収入が減るほうで原価としては上がっちゃうんですけれども、それが適切に算定されているかということの確認をいたしております。

40ページでありますけれども、これも前回の議論の一つで、深めるべき論点でありましたけれども、停止中の原子力発電所を含めた購入電力料の扱いであります。1つ目の丸でありますけれども、算定期間に受電量をゼロと見込んでいるものの、停止中の原子力発電所に係る維持管理や安全工事などに必要と見込まれる費用については、相手方との契約書原本などを確認した結果、以下の理由から原価に参入することを認めることが適当であると。①相手方との共同開発である。②このため、人件費、修繕費、減価償却等の安全に維持管理する費用、あるいは将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。また、関西電力が契約している発電所は、これは北陸・日本原電ですけれども、いずれも発電設備として

は健全な状態にあり、準備を実施中である。なお、敦賀発電所につきましても、原子力規制委員会の有識者会合において破碎帯の評価が行われているところでありますけれども、現時点で原子力規制委員会での最終的な結論は出されていないということであります。

他方で、こうした必要な費用を認めるといった一方で、関西電力は相手方に対して効率化努力を求めていくべきであるということで、関西電力自身による効率化努力と比較し、足らざる分については原価から減額する。とりわけ日本原電につきましては関連会社でありますし、役員における人的関係などを考慮しますれば、その人件費などにつきまして関西電力の昨年並みに原価から削減すべきであるということであります。

41ページでありますけれども、購入電力料の中に含まれておりました広告宣伝費、寄附金、団体費、これらにつきましては基本的な考え方に基づきまして原価から除くということであります。

それから、ちょっと細かいところは飛ばしまして、続きまして設備投資関連費用であります。47ページ以降であります。まず、事業報酬の基本となりますレートベースであります。ここにつきまして検討の結果が51ページにあります。

レートベースでこの設備が必要不可欠なものかどうかということにつきましては特別監査——これは経済産業省による立入検査を行って帳簿等を確認をしております——その結果、以下にありますような送電線の異電圧とありますけれども、将来電圧を上げる際に、まだそこまで使っていないという空き回線みたいな話ですけれども、そうしたものでありますとか社宅の空き室分、こうしたものについては使っていないということで、レートベースから除くべきである。それから、レートベースから除くものにつきましては、一番下の減価償却費などについても原価算入を認めないということであります。

52ページ、特定投資でありますけれども、資源開発、研究開発などのエネルギーの安定供給を図るために必要な出資であります。こうしたもののうち今回見ていただいたところ、カナダのオイルサンド——関電のものでありますけれども——これについては購入の具体的な計画がないということでレートベースから除くべきであるという査定方針になっております。

それから、53ページで核燃料資産でありますけれども、これにつきましては、新規契約の締結の見送り、引き取り量の減量等によりまして、可能な限り調達量を削減していることを確認しております。ただし、ウラン精鉱の購入価格が上昇する見込みにつきましては直近レベルまで減額すべきであるとか、あるいは一番下のポツですけれども、成型加工に要する契約で未締結のもの、これについては原価算入を認めないといったことを査定方針でいただいております。

②前払金でありますけれども、日本原電に対する前払金につきましては、費用性資産としての性格を有しているということで、レートベースに算入することは妥当である。これは東京電力の



ときの扱いと同じにしております。

54ページで残りのレートベース、運転資本でありますとか原子力の扱いですけれども、特に停止中の原子力発電所の扱いであります。関西電力の高浜3、4号でありますとかについては運転を見込んでおりますけれども、美浜の1～3号、高浜1、2号等につきましては再稼働を織り込んでおりません。こうしたものにつきましては、再稼働に向けた準備を進めているところであるということ、それから原価算定期間以降には稼働するものと想定していることから、レートベース及び減価償却を算入することは妥当であるということになっております。

続きまして55ページ以降、事業報酬率であります。まず最初、概要がありまして、検討の結果ということで59ページでありますけれども、事業報酬率につきましては審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置であるか、いわゆるβ値でありますけれども、これを勘案して決定されます。東京電力の査定方針におきましては、例えば2年程度の一定の長期間ということで、3.11から申請日前日までの期間のβ値を採録期間としました。(3)ですが、今回の両社の申請では値上げ検討表明日までのβ値を用いられております。

この点につきましては、値上げ検討表明日及び申請日いずれも事業者による申請を排除できないと。それから事業リスクを反映するためには2年程度の一定の長期間をとるべきということで、23年3.11から今回この専門委員会の査定方針案取りまとめが行われる日までをとることが適当であるということになっております。

60ページ「なお」、前のご議論がありましたけれども、東京電力は潜在的に賠償債務が存在するというので、除くべきではないかというご意見がありましたけれども、この制度自身が一般的な電気事業のリスクを前提に資本コストを算定することによって個別事業者の効率化努力を促すという趣旨でありますので、極力、電気事業全体の状況を反映した算定方法を用いる必要があるということで、従来どおり9電力会社平均のβ値でやるのではないかとということでございます。なお、次のページにありますけれども、東京電力よりも高い会社もあるということで付言しております。

(6)で、また報酬率の算定におきましては、自己資本の比率が3割であるといったことによりまして、実際にかかるコストよりも大きな額が事業報酬として認められているのではないかとご指摘がありました。これにつきましては、3割の自己資本比率が他の公益事業の状況を勘案しつつ、望ましい自己資本比率で設定されたものであります。また、両電力ともにいずれも昨年度以降、大幅な赤字によりまして自己資本が大きく毀損していると。財務体質悪化の中で資金調達環境も悪化している。こうした中で現行のレートベース方式のもとの資金調達コストの低

減に努めまして、内部留保の充実を通じて将来の調達コストを低減させていくことは、料金の安定化の観点からも需要家にメリットがあるものでないかということでもあります。

62ページ、修繕費であります。65ページに検討の結果がありますけれども、修繕費率につきましては、5年、3年という話がありますけれども、一定の長期間ということで5年を基本としてはどうかということでもあります。5年で計算しますと、関西、九州ともにメルクマールの範囲におさまっているということでもあります。これにつきましては、特別監査の結果としまして unnecessary な設備、先ほどのとおりですけれども、そうしたものに掛かる修繕費はこれも同様に原価から除くということでもあります。

66ページ、災害復旧修繕費についてもご議論がありました。これにつきましては偶発的に発生するものではありませんけれども、3年の原価算定期間の間には過去の例を踏まえ、ほぼ確実に発生するということが見込まれますので、原価算入は妥当であると。ただ、その算定に当たっては発生規模が年によって大きく変動するというので、より長期の10年間の実績を基本に、10年の中で最大と最小を除くという8年間の実績の平均値より算定すべきではないかということでもあります。

関西電力はこれでやりますと若干減額になります。九州電力はもともと10年だともっと高くなってしまおうんですが、5年で申請されていますので、これは妥当ではないかということでもあります。

67ページ以降、公租公課であります。検討の結果が69ページにありますけれども、法人税と調整額をどう勘案するかというご議論がありました。これにつきましては、この法人税、企業が払う、いわゆる利益から出すものではなくて、むしろ資本コストの一環として配当にかかる法人税であります。そういうものでありますものですから、配当所要原資に対する課税分の原価算入ということで、妥当ではないかと。帳簿上のといいますか、会計上、税法上の繰越欠損期の存在を必ずしも法人税との算定に当たって反映させる必要はないものと考えるという結論になっております。

70ページ以降、バックエンドでありますけれども、これ、ちょっと資料が大変多ございますけれども、79ページ以降に検討の結果が書いてございます。

再処理費用につきましては、再処理に関する積立金の法律に基づきまして算定されることが確認されております。ただし、この中に含まれております広告宣伝費、寄附金、団体費につきましては、基本的考え方に基づきまして原価から除くということでもあります。

それから、輸送費につきましては今後、契約を行うものでありますので、基本的考え方で効率化努力分を減額するということでもあります。

特定放射性廃棄物処分費、それから発電施設解体費につきましては、法律もしくは省令に基づいて算定されていることを確認したということでもあります。

80ページからその他経費・控除収益とありますけれども、非常に多くの項目、82ページ以降に書いていますが、たくさんの項目がこの中に含まれております。一個一個見ていただいて上で、88ページ以降に検討の結果を書いております。

まず、一般的な原則といたしまして、廃棄物処理費、消耗品費、託送料、委託費、普及開発費、養成費、研究費につきましては、今後契約を行うもの、これは先ほどの基本的な考え方で10%を満たさない分について減額するということでもあります。

その中の個別の消耗品費について、実績価格をより反映している直近ベースの価格で算定して減額をしていただく。図書費については、業務上必要性の認められないものや過大となっているものは原価から除く。

それから賃借料につきましても、借地借家料のうち、入居率が9割を下回っている社宅・寮についての下回る分は原価から除く。あるいは周辺物価の平均的賃料水準を上回る部分についても原価から除くということでもあります。

先ほどありましたけれども、顧問にかかる費用（執務スペース、社用車等）につきましては原価から除くということでもあります。

89ページでありますけれども、その他の借地借家料につきまして個別に見た結果、例えば関西電力のショールームのようなもの、あるいは料理教室のようなもの、こういうようなものについては原価から除くということでもあります。

90ページで委託費がございますけれども、委託費の中で販売促進にかかる費用、あるいは普及開発費に類似する費用については、優先度合いを考慮して原価から除く。

それから、損害保険料あるいは機構の一般負担、こうしたものにつきましては法律に基づき算定されることを確認したということでもあります。

普及開発費につきましても議論がありましたけれども、まず広告宣伝費の中でいわゆるオール電化関連、PR関連、こうしたものは原価に算入されていないと。

他方で91ページ以降ですけれども、節電・省エネを目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は営業的側面が強いと考えられることから原価から除く。

それから他方で、料金面の周知でありますとか電気の安全、こうしたものは認めるわけでありましてけれども、ホームページやパンフレット、チラシ等を利用したものなど、厳に必要なもののみ原価算入を認める。

他方で、台風災害等による広報のように、上記以外の媒体を使用せざるを得ないものについて

は原価算入を認める。

特定の電子ツールを用いたもの等につきましては、優先度合いが低いため原価から除くと。こうした原則を掲げております。

なお、⑧番で原子力広報につきましても、イメージ広告に近い情報発信等については原価から除くということであります。

92ページで研究費でありますけれども、電中研の分担金及び自社研究につきまして、個別に見た結果、優先度が低い研究あるいは団体費に類似するもの、重複しているもの、こうしたものは原価から除く。電中研の分担金につきましては、本来電力会社本体で行うことも考えられる業務を各社が分担して行うものであると。このために、分担金に含まれる人件費につきましては、先ほどの日本原電と考え方は基本的に同じですけれども、関電もしくは九電のコスト削減努力並みに原価から減額すると。その他、一般管理についても10%減額するということであります。

諸費の中で寄附金ですけれども、基本的に入っていないということを確認していますけれども、九州電力の大牟田市の特定呼吸器の関連の寄附金につきましては、合理的な理由があるということで算入を認める。

団体費につきましては、ここに記載した団体については、合理的な理由があると認められることから算入を認めるが、これ以外については算入されていないということであります。

その他、93ページですけれども、個別の積み上げがありますが、積み上げについて例えば増額されているものが合理的な理由がないというものについては原価から減額するということであります。

以降、ちょっと細かいものを書いてありますので、後でご確認あるいは読んでいただければと思います。

96ページにスマートメーターの費用があります。まず98ページでありますけれども、関電、九電さんの今回の方式、いわゆるユニット型の計器でありますけれども、これが東京電力が採用しようとしている一体型のメーターと見比べてどうなのかという議論がありましたけれども、これも説明がありましたが、長く使うということで、取りかえ費に要する費用が工費に限られるということで、長期的に見れば一体型とユニット式が遜色がないということであります。

次に単価でありますけれども、関電、九電は基本的に計量ユニット等は共通の仕様となっております。他方で、通信部分につきましては異なる方式を採用することになっておりまして、それが値段の差につながっていると考えられます。計量・通信両ユニットともに今後、現在、指名競争入札が前提ですが、一般競争入札にどんどんかえていくということで、競争発注効果を踏まえた単価とすべきである。それから、計量ユニットにつきましては、織り込み単価を両社で同一と

する。通信は方式が異なりますので必ずしも一致はしませんが、今後、漸次かつ大幅にコストダウンが期待されるということで、これを織り込んだ形の単価とするということでもあります。

原価は以上でありまして、以後、費用の配賦・レートメイクでありますけれども、102ページ、個別原価計算の結果でありますけれども、基本的には算定規則に基づき算定されますので、それは適切に行われていることを確認をした。それから、事業者が独自に設定する基準につきましても妥当なものになっており、いわゆる直課等の確からしい比率がパーセントが高いほど具体的にひもづいているということですから、これについても妥当であるということでもあります。

それから、各需要種別の配分方法であります「2：1：1法」等が算定規則に書いてありますけれども、この推計方法、これを確認しましたところ、サンプル調査を約2万件のデータをとってやっていますので、過大には推計されていないことを確認したということでもあります。

飛んでいただきまして、109ページまで飛びます。そうした配分されました規制部門の原価がどういう形で料金になっているかということの確認でありますけれども、基本料金の従量料金に設定をされますが、今回従量料金は上がっていますけれども、基本料金は上がっていないと。これを確認しましたところ、今回固定費はほぼ同水準であるということで、それは妥当であるということでもあります。

次に、従量料金の部分につきまして、使えば使うほど単価が上がるという3段階料金が設定されていますけれども、この格差率を今回、従来に比べまして拡大をしております。これにつきましては、ミニマムアクセス、ナショナルミニマムの観点、それから3段階目の値上げ幅を拡大して省エネをねらうと、その効果の観点からいずれも妥当であるということでもあります。

111ページ以降で、選択メニューについての確認が書いてあります。供給約款、いわゆる普通のメニューと選択約款と合わせまして、その収入が総原価と一致するということが省令上求められておりますけれども、その算定につきましては、ベースの供給約款それから夜間の発電費用、過去の実績等をもとに算定されておまして、妥当であるということでもあります。

その上で、個別メニューでピーク料金メニューを設定するでありますとか、あるいは季時別料金で機器要件を廃止する。あるいはオール電化割引は新規停止をするといったことが表明されております。それを書いております。

一番下のところで、こうした選択メニューが普及しますと、省エネ効果があつて、それが電気料金の引き下げにつながるのではないかという指摘もありましたけれども、一定の仮定をおいて試算した結果、使用量が減りますと逆に単価が上がるということもあることが確認されましたので、この効果はあえて織り込む必要はないのではないかということでもあります。

112ページで、早収・遅収料金、これは今回、需要家の声に傾けて廃止になっているというこ

とで、これは附帯見直して行くべきだということでもあります。

それから、最後にメニューの多様化につきましても、震災以降の状況を踏まえたと、より一層需要家間の公平性を確保しながら、既存需要者への割引の見直しも含めまして、スマートメーターの導入後抜本的に見直すことが期待されるということで、将来につながるということとここでここに一言提言をしております。

以上であります。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

個別費目の詳細検討の結果の全体をご説明いただきました。

それでは、各費目ごとにそれぞれチームをつくりましたので、担当の委員の方に何かコメントがあったら、まず伺います。

まず、1の人件費ですが、これは永田、南、山内チームだったんですが、どなたか何か追加のコメントがありましたら、どうぞお願いいたします。

山内先生。

○山内委員

それでは、私、よろしいですか。

○安念委員長

どうぞ。

○山内委員

人件費につきましては、先ほど説明がありましたように、一般の人件費の補正のやり方です、これについてどうやるのかというのが一番焦点かというふうに思っていて、両者一般職員については別々の補正の仕方をされてきたわけで……

○安念委員長

地域補正。

○山内委員

地域補正。

○安念委員長

ほかもそうです。

○山内委員

ほかもそうですね。ですから、それを統一するかどうかで、補正するかどうか、こういうところでは、このところはもう一度皆さんの意見を確認して、それでこれ、全体で決めればい

いのかなというふうに考えておりますけど。

それと、役員報酬については先ほど説明があったとおり、大体の線かなというふうに思っておりますけれども、あれも国家公務員の指定職、そのままいいのかどうかというのは、まだ少し議論が残っているかなというふうに思っています。主だったところはそういうところかなというふうに私は思っています。

○安念委員長

南委員は、永田委員、いかがですか。

○永田委員

一部、人件費のところは山内先生のおっしゃったとおりです。公租公課、バックエンド費用等について、特に公租公課については、法人税等の取り扱いのところはこの報告書にあったとおりでございます。基本的にはこの要領の中に書いている基準を基本として、ここをきちんと要領どおり当てはめられているかということを中心にベースにして検討されたということでございます。

それ以外、事業報酬率等、今幾つか震災後の東電さんをどう扱うかというところご議論がございましたけれども、この報告書のとおり業界全体の事業リスクを $\beta$ 値として勘案するというところで、基本的にはその考えに基づいて記載されたと考えております。

○安念委員長

ありがとうございます。

それでは、次は燃料費ですが、燃料費は辰巳、松村、安念チームですが、松村先生、何かコメントがありましたら、どうぞ。ないですか。

辰巳委員、いかがですか。

○辰巳委員

書いてくださったことに尽きると思いますけれども、やっぱり燃料費の比率がとても大きいので、そこでの削減というのが全体の削減にかかわってくるなと思って、できるだけ特にLNG関連を削減できる方法がないかじゃなくて、削減できる方法を一生懸命検討させていただいたというふうに思っています。

○安念委員長

ここは最も大きな 이슈で、私どもも大変苦悶したところです。何しろシェールという大問題があり、それを料金審査との関係でどう評価すればよいか。シェールガスの輸入本格化によって、天然ガス価格の先安期待が確かにありますが本当にそうなるのかどうかはまだわからない。この前、日米首脳会談もあり、それからこの前はロシアには森元総理が訪問されて、どちらもエネルギー関係は重要な議題の一つだったようではありますが、首脳あるいは元首脳同士の会談だか

らしゃべることがいっぱいあって、シェールガスをいつからどれだけ輸出しますなんて、そんな細かいことまでは話し合われていないようです。両首脳会談とも前向きだったことは確かだと思うんですが、しかし、ちゃんとした手形をもらったというほどまで確かだったわけではないと思います。ですから、あくまでも将来の希望なんですけども、しかしそうはいつでも、それを全く織り込まないというのもやはり不適切かなと思ひまして、このような結果にいたしました。

ただし、シェールガスによる先安期待というのは、この原価算定期間3年のうち、25年、26年ではなくて27年から考えようということにいたしましたので、まずは妥協的と言えば妥協的なんですけれども、私どもの苦悶の結果であるというふうにごらんいただければありがたいと存じます。

それでは、その次は購入販売電力料でございますが、これは秋池、梶川、八田チームでございます。どなたかどうぞ、コメントがありましたら、どうぞお願いいたします。

八田先生。

○八田委員

今度のシステム改革との関係では、取引所をどう活用するかということが問題です。これについては、両社に、メリットオーダーの実例を提示していただいて、両会社ともメリットオーダーに基づいた取引を実際にはされておられるということがわかりました。一般に危惧されている状況とは違うことが分かったわけです。システム改革での表明された「自主的取り組み」というのは、取引所にできるだけ多くの余力をメリットオーダーに基づいて注入するということですから、それがなされるということを前提にして、今回の卸電力関係の数字をつくったということであります。

○安念委員長

ほかにはどなたかいかがでしょう。梶川、秋池両先生、何かコメントございませんか。

○梶川委員

購入電力に関しましては、基本的に実際に今回、買うものでないものという、一番一般の皆様からご疑問になる部分があったと思うんですけども、基本的にそもそも事業のコンセプトからしまして、やはり当然自社の設備と同様な費用負担をすべきであろうということは契約等も含めまして確認させていただきました。ただ、その場合に基本的に固定費の負担の前提としては、当然の経営努力を行って、それなりの合理的な負担にさせていただくということで考えました。少し感覚的にご納得がいきづらい部分もあるのかもしれないんですけども、私どものやはり事業そのものの精査によりますと、これは今の査定方針が出たとおりだというふうには理解しました。

○安念委員長



ありがとうございます。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

最初に申し上げればよかったです。私、どういう順番でコメントを伺っているかと言えば、今、ご説明いただいた資料3の目次の1、2、3、4とそういう順序にしていると、それだけの話です。すみません。

それでは次、もう既に一部触れていただきましたので、4番の設備投資関連費用と、それから5番の事業報酬率を一緒くたにいたしまして、また永田、南、山内チームでございます。何かコメントはありますか。どうぞ。

○山内委員

さっき永田先生ももう既におっしゃったと思うので、私のほうから事業報酬のところを。

○安念委員長

お願いします。

○山内委員

事業報酬につきまして、先ほどご説明いただいたように56ページからあるわけですが、基本的に自己資本、他人資本の比率の問題とかというのはいろいろ議論出されましたので、これはもう一度7：3という目標に向かって自己資本を積み増すような形でつくっているんだということを確認したということが一つで、もう一つは具体的に公正報酬率を決めるための $\beta$ 値なんですけれども、 $\beta$ 値については先ほどもご説明があったとおりで、その事業としての特性といえますかリスクを図ったというような結果としての $\beta$ 値、難しいですけども、そういう意味です。なるべく長期でとるということを、そのときに先ほど永田委員からご指摘がありましたように、東京電力についてはどう扱うかという議論がありましたけれども、結論的にはそれを含めた形で $\beta$ 値を計算するというところでよろしいかというふうに思っております。ただ、 $\beta$ 値をどの時点までどういうふうに計算するかということについては、前にも議論になりましたけれども、どちらかという申請者の申請を排除するというを目的にといいますか、それを目安に決めるということだというふうに思っています。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

今のご発言が聞き取れなかったのもう一回お願いします。最初におっしゃった7：3のところをもう一回お願いできますか。

○山内委員

7：3で計算するという事について幾つかのご疑問とかご意見が出されたので、ここで確認のために書きましたというふうに言ったんですけども。

○松村委員

わかりました。

○安念委員長

よろしいですか。これ自体はもう計算規則に決まっていることですから、それ自体を動かさないと、しようがないと言えばしようがない。なぜそうなっているのかということを確認したという、そういうことでございますよね。

あとは永田先生、何かコメントあおりですか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、その次の、4、5が終わったから、その次の修繕費です。修繕費は秋池、梶川、八田チームですけども、何かコメントあれば、どうぞ、伺います。秋池先生、どうぞ。

○秋池委員

修繕費、ちょっと委託費なども含むその他経費も含めて経営の合理化についてなんですけど、今まで非常にさまざまな努力をやってこられたということはお話を伺っていて大変よくわかりました。それを、ご提出いただいた7%というところでとどめるのか10%までとするかというのは、いろんな議論があったんですけども、過去にもそれ以上のご努力をされた実績もおありですし、目標を立てることによって新しい発想で取り込まれる素地が出来る、本当に各社さんともに技術力もおありですし、それから取引先さんとの協力関係を築くことで効率的にできることということもあろうかと思っておりますので、そういうことも含めてこのような見方にさせていただきました。

○安念委員長

ほかの方、どうぞ、八田先生。

○八田委員

これはさっきご説明があったのかもしれないんですけども、とにかく災害復旧修繕費というのは、大変な災害があるときもあるし、全くないときもある。それに関して今度は、10年間で一番大きいのと低いのと取り除いた残りの8年で平均するという、明確な基準ができたと思います。これは従来にも本当はあったらよかったですけれども、今後様々な規制料金査定で役に立つまとめだったと思います。

○安念委員長

そうですね。いかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、その次の公租公課と、それから原子力、バックエンド費用ですが、これは永田、南、山内チームですけれども、何かコメントがありましたら。よろしいですか。

このところは法人税等をどうするかというので大もめするかと思っていたんですが、最初から2人のご専門家が繰欠はいいだろうということで、結局法人税等というのも、これもやっぱり一つの資本コストと見ちゃおうというふうに話を抽象化してよろしいのではないかということだったので思ったよりも簡単にまとまりました。しかし、制度としては何で法人税まで面倒を見るんだというのは問題としては提起されたところで、将来的な検討の課題になるのではなかろうかと思えます。当委員会では検討しませんよ。

それから、その他経費、それから控除収益、スマートメーター関連、それから費用の配賦、レートメークにつきましては、辰巳、松村、安念チームでございますが、これについては、とにかく一つ一つ見ましたという、それだけでございます。普及開発費については、営業的なものはご遠慮いただくという基本的な方針でやったということでございます。

永田、辰巳両委員いかがでございましょう。

松村先生、どうぞ。

#### ○松村委員

その他経費、控除収益など膨大な費目がありますが、淡々と、しかしきちんと見たつもりです。一番ぱっきり切ったのは普及開発関係費だと思います。例えば関西に出張したとして、関西電力のCMをみることもあるでしょう。これはイメージ広告ではないなどという神経は全く理解しかねるようなCMもあったでしょう。これをイメージCMではないと主張して恥じない人たちは一体どういう人たちなのだろうと思うことはあったのですが、しかし、そのような先入観にとらわれず、淡々と査定しました。これは営業関係のものではない、イメージCMではないということが確実に証明されたようなものは入れ、そうでないもの、疑わしいもの、説明が不十分なものは切った。淡々と先入観なく査定したつもりです。

スマートメータに関しては、コスト的に遜色がないことを最後の最後までぎりぎり確認し、査定しているつもりです。これに関しては、私は査定して遜色ないと考えた、申請ベースではとてもそのようには言えないとしても査定後の費用なら、という理解です。査定後も、当初のコストは東電に比して高いが、ライフサイクル全体的で見れば低いと考えた根拠を何らかの形で示したほうが良いと思います。別に企業秘密というわけではないと思うので。

スマートメータに関しては、遜色ないというのを私はこういう意味だと思っています。まず、関西電力、九州電力ともに、この問題に関して非常にミスリーディングなプレゼンをした。東京電力のメータは一体型である。私たちは分離型、ユニット型である。私の理解はかなり違います。

東京電力は一体型も許容する形でオープンに意見を聞き、分離型、一体型どちらにするかを決めないで、最もすぐれたものを選ぶという手順を踏んでいる。東電メータはまだ一体型と決まったわけではないのに対して、両電力のものは、最初からユニット式だと決めつけてやっている。この意味では、両電力のメータは東京電力のそれに比して明らかに劣っている。両方選択できると、独りよがり片方しか選択できないときめつけるか、後者が劣っているのは自明です。

それから、関西電力の費用推計では、すべてのメータに開閉器がついているわけではなのだから、その分はコストが低くても当然です。更に東京電力のメータは基本的に国際規格に基づいたものであるのに対して、関西電力は、まだ変わる可能性はある、変えるべきだと思いますが、今のところ内輪でつくったガラパゴス規格でやる可能性がかなり残っているものです。ガラパゴス規格では世界で相手にされないので、将来の費用削減の余地がかなり限られます。関電がインフラの国際輸出に後ろ向きで国益を考えていないのでは、という疑念を持たざるを得ません。それから、Bルートへの対応も、東京電力はコストに織り込んでいないけれど明確に対応することが明らかなのに、関電では一応それらしきものは書いてありますが、それについても不明確なものになっています。もっともスマメ研でBルートに対応できないようなものはスマートメータとは呼ばないという方針が出ているわけですから、対応は両電力とも間違いなくすると思いますが、Bルート対応は当然に想定されていることですから、将来このユニット式の関電メータではBルートに対応するためのスペースがなく、外付けにせざるを得ず、そのために耐用性にも問題がありコストも高くなる等という間抜けなことを関電は決して言わないはずですが、こんな将来のコスト高は許容できません。将来のコストが低いからと言う理由で独自規格を容認しているのですから、現時点で当然に想定すべき対応のために東電メータ以上にコスト高になることなど許容できませんし、将来の消費者に負担を押しつけるべきではありません。今回の料金改定で東電よりも高い費用を現在の消費者に押しつけているのですから。耐用年数が長く将来コストが低い、取り換え作業費が低いということを見込んで、ようやくコスト的に合うにすぎません。遜色ないというのは、機能としてはかなり劣っているように見える、透明性も将来性もかなり劣っているのだけれど、耐久性があり将来のコストがかなり低いので、総合的に考えて遜色ないと言ったということです。後から、これは実は試算に過ぎず、実際にはコストが高くなりましたなどということがあったら、性能も劣ってコストも高いものを消費者に押し付けたこととなります。多くの人が批判しているのにそれを無視してあくまで消費者のためと言う口実で独自規格を追及するわけですから、そのような将来のいい加減な言い訳は簡単には受け入れられません。これについては、将来の費用に関しては、一たん公開の席で出した後で、しかし今の時点で見直すとこんなコストで到底できないというようなことであれば、もう一度関西電力、九州電力はそのように言うべきで

す。その場合にはもう一度、一から考え直す必要があるのではないかと思います。この表明がどちらかからあれば別ですが、現時点ではこれに関して異議はありません。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。辰巳委員、何かありましたら。無理にとまでは申しませんが。

○辰巳委員

まさに松村先生がおっしゃったように、本当に莫大な資料のチェックで出た結果だと皆さんに理解していただきたいなと思ったことです。

それからあと、例えばスマートメーターが普及すると、その関連で委託の検針員の人の費用が減るとかいろいろ関連性があります。あるポイントだけ見ていると、ちょっと気づかない点があるので、そういうことも含めてきちんと検討されていますということを話したいなと思いました。

○安念委員長

ありがとうございます。

ほか、全体を通じて何か委員の方からコメントをいただくことはございませんか。

どうもありがとうございました。

それでは、一応私どもの考え方のあらあらが表明されましたので、ここで両電力から厳しくご反論というかお叱りを頂戴することにいたします。

まず、岩根副社長からお願いいたします。

○岩根取締役副社長

ありがとうございます。資料4-1で、これまでも何度かご説明いたしておりますので、ちょっとポイントを絞って説明させていただきます。

まず、2ページをあけていただきまして人件費でございますけれども、人件費の査定に当たりましては2点お願いさせていただきたいと思います。

1ページは、労務構成による同種同等の比較につきましてでございます、2点目は人件費の配分についてでございます。

3ページをあけていただきまして、労務構成による同種同等の比較についてでございますけれども、公務員の民間企業との比較においても適用されているように、労務構成を反映することは極めて一般的な考え方であると考えております。また、現在の労務構成はこれまでの効率化施策との結果を踏まえたものでございまして、加えて、その労務構成を短期間で見直すことは事実上不可能であるというふうに考えてございます。

したがって、資料に記載しておりますが、学歴も含めまして可能な限り諸条件を合わせて

いただいて、当社の人員構成の実態を反映した審査をお願いしたいと思います。

4ページでございます。2点目は人件費の中で個々の項目別に検証することの意義を否定するものではございませんけれども、査定基準を既に下回る項目等による効率化努力があることも十分に考慮に入れていただきまして、人件費トータルとしての仕上がりの水準も重要と考えております。原価とはいえ、1人当たりの人件費は当社の労働条件そのものでございまして、公的資金の導入を踏まえて認可されました東京電力さんをさらに下回るような水準となりますことは、社員のモチベーションや今後の人材確保に少なからず影響を与えることが懸念されます。こうした点も踏まえまして、総合的な審査をお願いしたいと考えてございます。

6ページでございます。LNGにつきまして、資料は前回ご説明させていただいた資料のちょっとエッセンスをつけてございますが、ちょっとこれを見ながらでございますけれども、本日査定の考え方もお示されましたので、ちょっとコメントさせていただきたいと思います。

もちろん今、値上げをお願いしておりますので、そうした中でLNGの調達価格のもっと低減をとというお声があることは重々承知しておりまして、シェールガスといった動きがあることも、これも認識しております。我々はこれまで以上にさらなる低減努力は必要ということで、シェールガスも含めまして、今、取り組んでおるところです。

それで25年、26年はトップランナーの価格についてご指摘がございましたけれども、こうしたことにも、厳しいながらも最大限努力をしてみたいというふうに考えます。27年のシェールガスの影響をどのように織り込んでいくかにつきまして、我々としましては前回申し上げまして、6ページにエッセンスが書いてございますが、一つはやっぱり既存の契約の改定交渉でございまして、契約に改定価格の考え方が明確に示されているということ。それから、27年度にも実際にシェールガスが輸入されず、最も早い29年度においても、その輸入量は限定的であるということにかんがみますと、実際に27年に行う既存契約の改定価格にそうしたものを織り込むことは、相当困難であるというふうに我々としては、考えております。

また、仮に需給状況が大幅に変わりまして、日本全体での調達価格の低減が可能ということになるのであれば、燃料費調整制度もございまして、そうした制度を活用してお客様にメリットを還元できるのではないかとというふうに当社としては考えてございますが、そうした中で、27年にそういう影響も含めて査定をされるということにつきまして、我々としてどう考えたらいいかというふうに今、考えていたところですが、やはり我々値上げを申請しておりますので、値上げをされていない他社さんに比べて、一定のストレッチのようなものを与えて、そういう前提の中でしっかり競争をなさいたいということなのかなというふう考えているんですけれども、やはり電力間もそういう調達競争をしている中で、このようなストレッチを、既存の制度もありますけれ

ども、どういうふうにも理論づけて、求めるべき水準がどのようなものが妥当かということ、また27年当時のマーケットの状況をどう考えるか、あるいは既存制度との関連をどう考えるかという整合性も踏まえまして、ぜひ十分にご検討を賜りたいというふうに考えます。

それから、LNGにつきまして、もう一点ございまして、LNGのスポットの価格でございますけれども、これもちょっと一度ご説明しているんですけども、当社の年間の——7ページでございます——所要量というのは年間200万トン程度というふうに考えているんですけども、実は200万トン程度のものを個別のスポットで調達するのは非常に困難であり、大体半量程度をまとまった数量の短期の契約ということで、タームスポットという形で契約して、あと残りを1カーゴ単位で確保する単発スポットを組み合わせておりまして、単発スポットではやはりちょっと安定調達の面でリスクが大きいと。今後も半量程度はタームスポットというふうに考えていますので、単発スポットというのは、ここに表にございますけれども、日本、韓国のスポット価格と大体同様の推移をしていますが、タームスポットにおきましては、やはり中長期契約に準じた価格になりますので、この表を見ていただきましても、東日本大震災以降の需給の逼迫に伴いまして、全日本通関価格を上回る水準となっているのが実情なので、単発のスポットとタームのスポットそれぞれの特性や価格水準に基づいた議論をしていただければありがたいというふうに考えてございます。

資料は以上でございますが、普及開発費につきまして、我々としては値上げをお願いしている状況を考え、厳選した費用を算入しているつもりですけれども、委員の先生方はじめ、世間の皆様からも非常に厳しいご指摘があるのを十分に認識しており、やはり実際の取り組みについてはさらに効率化していく必要があるというふうに考えております。ただ、節電・省エネに関する取り組みは既にその取り組みを開始しておりまして、お客様や自治体の皆様からのご期待が大きい取組みですので、一定程度は継続して行っていきたいというふうに考えておりますので、何卒ご理解をいただければと思います。

最後になりますけれども、当社といたしましては、さらなる徹底した経営効率化に今後、取り組んでいく必要があると思っておりますので、査定方針の取りまとめに当たりましては、こうした当社の実態・現状を踏まえまして、我々はその現状から継続的に効率化に取り組んでいけるような総合的な審査をぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございました。

では、坂口常務、お願いいたします。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

それでは、九州電力からお手元の資料4-2に基づきまして、LNG契約の関係について内藤からご説明申し上げます。その後、資料を用意しておりませんが、人件費関係について口頭で荒牧から補足させていただきます。

○内藤取締役常務執行役員・国際事業本部長

資料の4-2でございますけれども、今まで随分説明させていただきましたので、一部重複することがあると思いますが、2点だけ改めて説明させていただきます。

1点目は原価算定期間におけるLNGの価格改定交渉の見通しにつきましてでございますけれども、既存の契約の更改、改定でございますので、数量の引き取り義務がある中で市の市況を踏まえての相対交渉ということになってございまして、現状の需給状況等から見ますと、非常に厳しいものが予想されるところでございます。需給動向のところに書いておりますけれども、原子力の発電所が稼働していないためLNG需要が急増いたしております、24年度の4月から12月の実績を見ていただきますと、22年度原子力が稼働していたときの同期に比べまして1,200万トンほど増加しておるとい状況でございます。加えまして、原価算定期間におきましては、東アジアのLNGの需要が増加する、それから、新規の供給側のプロジェクトが少ないということで、非常にタイト化するというふうに見込まれております。

こういう中で、今回査定方針案として出されましたトップランナーの価格という基準は、非常に厳しいなというふうに感じております。

それから2点目、米国産のシェールガスが日本向けLNG価格に与える影響でございますが、先ほど関西さんもお説明されましたとおり、私どもも原価算定期間のLNG需給に与える影響は限定的だというふうに考えてございます。ちなみに参考といたしまして、先日、株式会社日本政策投資銀行が日本のLNG調達価格への影響ということで、2020年時点で例えば仮に、現在計画されている1,520万トンのLNGがすべて入ってきたとしても、日本の全体に与える影響は7%程度という資料もございます。ということで、そういう懸念をしておりましたけれども、今回、査定方針の中で27年度以降について一部反映するというので、一部考慮いただいたのではないかなというふうに思っております。

私のほうからは以上です。

○荒牧取締役常務執行役員・人材活性化本部長

それでは、人件費につきまして、資料がなくて申しわけありませんが申し上げさせていただきます。

先ほどご説明がございました査定方針案のたたき台の年収水準の補正のところでございます。



地域補正につきましては、ご理解をいただいたものとありがたく思っておりますが、そのほかの勤続年数、年齢、学歴の補正について、先ほど山内委員もご意見を聞かれてということでございましたので、やはりここは雇用実態を反映した補正をお願いできればということでございます。同じ属性を持つ者同士の年収水準を、メルクマールでございます1,000人以上の平均年収に合わせようというのが趣旨かと思っておりますので、その点をお願いしたいということでございます。よろしくお願いたします。

#### ○安念委員長

よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

やっぱり、電力会社の方ってジェントルマンだから、私だったらふざけるんじゃないと言って机をひっくり返して帰るところなんですけど、そういうことはやっぱりなさらない。でも、飲めないよとおっしゃっているんですね、平たく言えば。

まず、その飲めないの第1点ですが、1,000人規模の賃金で労務構成を反映させる。つまりは補正をするという問題について、今回のたたき台でも、これを明瞭な理論的根拠からこうこうなりますというふうに書いてあるわけではないんですが、この点については、どう考えたらよろしゅうございましょう。先ほど山内先生からも、まだ完全に詰め切っていないというご指摘をいただいたところでございますが、何かご意見がありましたら、まずここから入っていきたいと思っております。

永田委員、どうぞ。

#### ○永田委員

補正のところで、特に勤続年数、学歴、地域補正についてですが、特に勤続年数と年齢というのは、ある意味では性質の近い補正ポイントだと思っておりますけれども、その中で同種同等、つまり人員構成を加味していただきたいという事業者からのご要望だったと理解しております。それで、かなりここは委員の中でもいろんな議論がございますし、どちらがより実態、もしくは査定の厳格の保持及び国民の皆様の意見を反映したものに調整できるかということですが、個人的な認識として、勤続年数補正は、給与の支払いの実態が、若いときは比較的安くて、勤続年数が高まるにつれ、また経験が長くなって熟練度が増すにつれ、給与が高くなっていくことを前提に検討すべきです。それからやはり給与が後ろ倒しで支払われている実態を必ずしも全く否定できるものではないと思っております、その分を人員構成を考慮して、勤続年数で補正することも考え方としてはあるのかなと思っております。ただ、それをすべての補正、要は一般企業1,000人の平均とか、それも含めてすべてに勤続年数補正を入れていくと、厳しい査定の方針とはまた乖離してしまうので、ある意味では公益企業のところの補正の中のみで、同種同等と

いう意味での勤続年数補正を入れることも一つの考え方としてあるかと考えておりました。

これは前回、八田先生もそういった趣旨のご発言があったと思いますけども、調整のやり方として一つあるかと思っております。

○安念委員長

今の調整というのはあれですよね、公益事業3業態で調整するときのその調整の仕方をという、そういうご趣旨を……

○永田委員

はい、その中にその思想を加味するという話。

○安念委員長

わかりました。

ほか、いかがですか。八田先生、何か今、ご言及がありましたら。

○八田委員

くり返しになりますが、賃金構造基本統計調査の1,000人以上・正社員を基準として使うということは決まっているわけです。これに現在の年齢構成とか学歴とかをそっくりそのまま反映させれば、これから一人当たり賃金になるべく高くなるような雇用形態をしようというインセンティブが、起きてしまいます。したがって、現在の職員構成をそっくりそのまま反映させるということはありません。現状をある程度反映するけれども、決してそういう変なインセンティブは発生させない、そういう原価算定方式を工夫する必要があるのじゃないかなというふうに思います。

○安念委員長

山内先生、いかがですか。

○山内委員

前回、私も同じ、八田先生に同意しますという発言をして、それで、その意味では一般の職員の方の構成というんですか、それは全体平均を基準にしてもいいのかなと思いますけれども。公益事業を勘案するというのは、ある意味、近い業態のことをそこで考慮しているという意味ではあるんですよね。それもさっき永田さんがおっしゃったような形もあるでしょうし、それから公益事業の3業態についてどういうふうに例えば平均するやり方にしても、加重なのか単純なのかとか、いろんなやり方があるので、それをより実態としてお持ちの業態に合わせるというようなことに使うのは一つ手かなとは思いますが。基本的には私、そんなことです。

○安念委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでございますか。松村先生、どうぞ。

○松村委員

まず私は関西電力が出した資料4-1の4ページ目は全く理解しかねます。驚くような議論です。性質の違う人数、出向者や検針員などの費用も全部いっしょくたにした乱暴な議論です。もしこんな議論を受け入れたとすれば、そんなことは実際にはできないと思いますが、それからやる人もいないと思いますが、例えば自社で全額費用を負担しない出向者の人数を増やす、あるいは検針員の方の人数を2倍にして、担当件数を半分にして、支払い金額を半分にして、こうすれば分母の人数がふえて、その結果として1人当たりのここの計算式で言う人件費は下がるということになる。

○安念委員長

ちょっと待ってください。黒く塗ってある部分のは入っていないで……

○松村委員

もう一度お願いします。

○安念委員長

要するに正社員の、白いところも正社員、役員もそれからバイトの人も全部除いた正社員についてこうだと。

○松村委員

わかりました。検針にかかる人件費等は入っていないのですね。

○安念委員長

私も実は、最初そういう意味なのかなと思ってびっくりしたんです。

○松村委員

検針費とか、この紙に書いてある費用は全部入っていると思い込んでいました。黒塗りは入っていないということですね。

○安念委員長

入っていないということなのでしょう。

○松村委員

ご指摘ありがとうございました。

○安念委員長

僕もそう思ったんです、実は。

○松村委員

大ぼけでした。誤解しておりました。おわびします。

別の点、補正です。私も年齢と学歴の両方を補正するというのは、それはそれなりに理屈があり、全面的に否定する話ではないと思っています。勤続年数に関しては既に申し上げましたが、かなり問題あります。いずれにせよ年齢を入れないで勤続年数だけ入れるという補正に関しては、今後仮に出てきても断固反対します。年齢と学歴をコントロールするのは一つの考え方としてあり得る。これに関しては弊害があるという指摘も一応理解はしておりますので、どっちがすぐれているということではなく両方あり得る、ケースバイケースだと思います。

それから、比較対象とする他の公益企業に関してです。これ50%と50%で足し合わせると書いてあるわけじゃないですよ。基本は従業員1,000人以上のところでは他の公益企業も加味する、ですので、私の日本語の感覚だと、基本があって加味するというのがあって、フィフティー・フィフティーで足し合わせるとするのは自然なやり方ではないと思います。

それから、同種のところを見ると、実際にはそのようなことは余りにも不当なので当然やっていないし、これからも採用されることは絶対ないと思いますが、関電に一番近いのは、普通に考えれば中電でしょう。そうすると、中部電力の賃金水準を持ってきて、これと比べて仮に全く減額しないで今までと同じ賃金水準で関電が出してきたとしても、中電のそれと大差ないと思いますが、大差ないから問題ないという主張は多分受け入れられないと思います。もちろん現に関電はそんなことはしていないわけです。でも、他の公益企業に関しては、ずっと値上げ申請をしていないので査定が入っていない公益企業の賃金水準も入っています。それから、これは査定後の原価算入金額ではなく実際に支払った金額です。仮に関電の賃金が査定されたとして、それよりも少し高く出すということが仮にあったとすると、査定金額でなく実際に出した金額がベースになるはずで。その両方の面から考えて、本当に公益企業平均が今回の申請の査定をしたものの比較対象として適切なのかという点に関しても、若干疑問に思っています。若干疑問に思っていますが、しかし大きな声で反対と言わなかったのは、今までずっと学歴補正もなし、年齢補正もなしというので相当厳しい査定が出てきていて、これで公益企業のほうも一応参照としては見るけれど大きな差がないから反映しないとやったら、余りにも賃金が下がり過ぎる。そういう感覚で見えてはいけないが、水準として著しく不当とは言えないと見ていたので、大きな声で反対とは言いませんでした。低く査定し過ぎているかもしれないという側面、もし補正なしでやったらしたらそうかもしれませんが、逆に高過ぎるといふ懸念のあるやり方も示されている。フィフティー・フィフティーで足すというのはそういうことだと思います。高すぎるかもしれないという懸念と低すぎるかもしれないという懸念の両面があるということ認識する必要があるのだと思います。今後仮に後者だけ変更されるようなことがあれば、前者に関しても意見を申し上げることになると思います。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。梶川委員、どうぞ。

○梶川委員

最終的な査定の方法論というのは、多分私は皆さんとほとんど重複すると思うんですけど、考え方の整理としまして、ここにも書かれている競争状態にない、こういった総括原価を査定する場合に、一つの見方としては、他の競争状態にある企業と同様な努力をしていただいで比較されるということが消費者・受益者に納得感がある話の一つあるだろうと思いました。

そうはと云えども、基本的にこういう公益事業の特性を考えれば、実態、積み上げ原価的な意味で同種業態と比較をしていくという、この2つの要素の行き来だと思うんです。そういう意味では、私は補正の話で言えば、ある部分は実態的な部分、言ってみれば公益事業に関しては何らかの実態的な標準値で、そのグループとしての意味合いを持たす。一方、競争原理の部分というのは基本的にどう人材を配置するか等々は、全般の競争原理の中で行われていることで、それは一つの経営努力であって、これがトータルある平均値になっているので、余りいろいろな補正というのをかけますと少し無理が出てくるかなと思います。こういうような考えの整理で、結論的には諸先生がおっしゃられている部分で、その要素をどの程度に勘案するかということはなかなか難しいところではあると思うんですけど、やはりそもそも総括原価の中にトータルでいって、これは私の主観なんですが、原価の説明力というか、そういったものもやっぱりどうしても入れざるを得ないと、あともう一つは、ある種の経営管理目標原価であるという、その2つの要素を第三者的に勘案しようというような、そういうフィロソフィーを私は感じるものでございますから、ある競争状態との比較についてそれなりの割合を置くということは致し方がないのかなというふうに思う次第でございます。

○安念委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○岩根取締役副社長

八田先生が言われる、今の人員構成を認めると今の構成を維持するほうに働くので、そうじゃないほうがいいということですけど、我々としましても原価で認めていただいても、これから厳しい競争なので、それよりもいかに効率化していくというのを考えるのは当たり前のことございまして、現に今の人員がいるわけですから、3年間に例えば1,000人以上の単純平均というのは、例えば年齢だけで見ますと、仮に我々の平均が35歳で、1,000人以上の人が30歳ですと、35

歳の給料と30歳の給料が同じだということになりますので、そこまで給料を下げるか、それか本当に年齢の高い方に無理やりリストラをお願いするとか、そういうことを強いられる原価になるような気がするので、今の労務の実態としてそういう構成があつて、それは短期間に変えられませんので、中長期的に我々としても人員の構成の努力をしていくのですけれども、やはり短期で変えられないものを、今の単純平均だから単純平均というのは、少し我々としてはいかがかなという気がいたしまして、インセンティブをどう考えていただくかは別ですけども、今の実態を踏まえていただいた上でインセンティブ、競争というのをどう織り込むかというのは、それはまた考え方はあると思いますけど、ぜひちょっとそういう点もお考えいただいて、決して今の原価を認められたから、あともうインセンティブが働かないということじゃなくて、日々、毎年、いかに効率的な人員計画を立てていくか、これはもう我々の使命だというふうに思っております。

補正の仕方というのは、一番客観的なものを委員の皆さんで議論していただけたらいいので、我々はこれということは申し上げませんが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○安念委員長

どうぞ。九州さんもおっしゃりたいことは大体同じようなことでしょう。

○荒牧取締役常務執行役員・人材活性化本部長

関西さんがおっしゃったとおりで、各社の雇用実態といいましょうか、労務構成といいましょうか、これを反映させていただくような査定をお願いできればというのが趣旨でございます。

○安念委員長

それはよくわかります。実際に労使交渉をなさり、賃金政策、労務政策を立案しなければならぬマネジメントの方からすれば、現にある労務構成を反映したものでなければおかしいと、それは実感としては余りにも当然。それはわかります、実感として余りに当然。お仕事上当然であるというのは私も十分わかります。

八田先生、どうぞ。

○八田委員

おっしゃるとおり、現在の構成をある程度反映させる必要があるとは思いますが。しかし、同時にインセンティブのことも大切であるから、現在の構成をそのまま反映させるべきではありません。この理由は、そうすると今後も今のままの構成で雇い続けるからではなくて、料金を高くできるタイプの人をもっと雇おうというインセンティブが生まれるからです。例えば仕事が出来ないが年齢が高い人を増やすと、その分料金を引き上げてもらえるからいいねということになってしまいかねない。

逆に言うと、若い人を雇い、それから高卒の方をたくさん雇って料金を引き下げる努力をして

いる会社はある程度のメリットをもらえるような仕組みというのはあっているんじゃないかということ。それが一つです。

それから、もう一つの側面は、例えば、現在の割と年とった職員がみんな辞めてしまって若い年齢構成になったときに、その時の年齢構成のみでもって計算された値を用いると料金が非常に低くなる事です。しかし、その値にある程度の理論値を反映したものを料金にするのであれば、若い人の割合が多いときには、会社にとってある程度ネットのもうけがくるということになり、しかも、最大限に若い年齢構成を維持していこうというインセンティブもできるでしょう。

ですから、おっしゃっていることと、恐らく程度の問題ではいろいろ議論の余地があると思いますが、哲学においては同じではないかと思えます。

○安念委員長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、河野さん。

○河野オブザーバー

今のお話を伺ってしまして、消費者の正直なお気持ちを申し上げたいと思います。

本当に厳しいとおっしゃるのは私もそのおっしゃっている内容は理解しておりますし、働いている職員さんたちのこと、社員さんたちのことを考えると、皆さんがそういうふうには先ほどからおっしゃっている内容は私も理解できます。ただ、消費者から考えますと、経営が苦しいイコール値上げができるわけですね。なぜかというとな需要が減らないからです。普通、経営が苦しいということは需要が減って会社のそもそもいろんな意味で立て直しを図らなければいけない。そのときにまず何を考えるかといったら、普通の一般社会でしたらリストラというところにまず言葉がいくと思うんです。でも、電力会社さんはその中にはいかないで値上げのほうにかじを切れるわけです。ですから、厳しいという実情はよくわかりますけれども、一般の消費者感情からしたら、今皆さんがおっしゃっていることはそういうふうに見えるということもぜひご理解いただきたいなというふうに思います。

○安念委員長

それを言われるとつらいですな。ほかにいかがですか。

この議論は、全く我々が自由にできるわけではなくて、賃金センサス1,000人規模の企業の平均賃金を出発点とするということと、それから地域補正をするということは、審査要領で決まっておりますので、これはもう私どもで左右することができません。後者の地域補正につきましては、賃金センサスに基づいてなされた関西さん、それから人事院の資料に基づいてなされた九電さん、それぞれ合理性があるので別に違っていても構わないだろうということに私どもの結論になりました。

それ以外の要素による補正はしないというのが大体の合意であろうと思います。これについては、実際に労務管理をなさっている経営者のお立場からすれば、おかしいとお思いになるのは、余りにも当然のことです。ただ、考えてみますと、本来は私は適正な原価というものがもしあるんだとすると、私はこうだと思うんです。つまり、今、電力会社で果たしている機能をいろんな人によって満たしているわけですが、本来はそれらの人々を市場で最安値で調達できたとした場合の人件費ということになるはずのものだと私は思うんです、理論的にはね。そんなもの、だれも計算できないから、代理変数として1,000人規模がどうだの、ほかの公益事業はどうしたのという、そういう操作をやっているわけです。したがって、あくまでも代理変数ですから、1,000人規模だって、実は有識者会合でいろんな議論があつて、公務員平均でもいいじゃないか、全産業平均でもいいじゃないか、いやいや実際にでかいんだから3,000人の本当の大企業でいいんじゃないかと、いろいろご見解が示されました。これはもう、どれが正しくてどれが間違っているってないんです。したがって、1,000人規模というのも大体こんなものだろうというわけで、そう言っちゃ無責任に聞こえるかもしれませんが、理論的な確たる根拠があるわけではありません。

したがって、出発点が確たる根拠がそんなにないところを、補正のところだけ理論的にえらい綿密に頑張ってみても、豆腐の上に非常に精巧な建築物をつくるようなもので、率直に言って、そんなことをしてもしょうがないんじゃないかなというのが私の偽らざる実感です。1,000人規模を出発点にするというのは、電力会社さん各社皆さん超一流企業ででかい、だから、給料が高いのはある程度当たり前でしょうという一方の現実感と、もう一つは基本的につぶれない、倒産しないというプレミアムがあるんだから、そんなに高くなくてもいいでしょうということで、企業平均ととってみたらそんなに文句ないんじゃないかなというところで始まった話だと私は理解しております。

別にここでの合意だと申し上げているわけじゃないけど、1,000人規模の平均賃金を出発点にして、しかしその後いろんなエレメントで厳密な補正を加えるということには多分私、理論的な根拠はないだろうと思います。悪いとは言わないが、しなきゃならん根拠もない、というのが私の理解でございます。本来は、私、先ほど申しましたように、それぞれの人員、それぞれの求められる労働者としてのスペックの労働者を市場で最安値で調達した場合の賃金を集計して、それを適正な原価だというふうに本来は私は考えるべきなのではないかなと思っております。

○八田委員

人員構成も市場で最適化した場合です、それがよくわからないんです。

○安念委員長

もちろんそうです。ただ、そんな計算はだれにもできないので、サロゲートとしてこういうこ



とをしているんだろうというふうに認識しております。これが私自身の認識ですから、先生方がそう思っておられるのかどうかは別だし、もちろん電力会社さんからすれば、何をばかなことを言っているんだ、というふうにおっしゃるのはよくわかる。それは口に出してはおっしゃらないけれども、腹の中じゃそう思っておられるでしょう。私が電力会社の幹部の立場なら、何、ばかなことを言っているんだというふうに思うでしょうから、そう申し上げただけです。

次に、他の公益事業との調整といいますか対比なんですけど、これは全公益事業でやってもよかったんですが、航空についてはいまや競争的な産業でしょうということ以外は。ただ、これを外すと、実は多分不利になるんです、電力会社さんにとっては。というのは、航空会社というのはえらい安いところが出てきましたけれども、やっぱりいわゆる公益事業の中で高いし、かつ、これはある専門家から伺ったことなんですけど、今でも相当FRINGE・ベネフィットがあつて、それを計算に入ると相当高いんじゃないかということでした、実質賃金だとですね。そうすると、それを除いた3業態だけに限定すると、それなりに厳し目のほうになるわけです。

そこで、3業態をどう見るかですが、別に足してフィフティー・フィフティーで割るとするのは、ご議論のあるところでしょう。フィフティー・フィフティーを上限と見るとして、じゃ、その3業態はどういうふうに計算するのかということなんですけれども、これも別に理論的な根拠があるわけじゃないんだが、何となく単純平均でいくかというような気分できたかなと思うんですけども、もちろん鉄道は圧倒的に多いんだから、頭数で加重平均しろというお考え、八田先生、たしかそういうお考えだったんじゃないかと思うんですけど、これはどうでしょうかね。この場でそもそも議論して決めておいたほうがいいのか、それは査定庁である大臣にお任せするというところでよろしいのか、どんなものでしょうかね。ここで我々の議論として収斂させておきますか。ちょっとそれを議論していただけたらなと思うんですけど。

○山内委員

まず収斂させるかさせないか、そういうことですか、最初意思決定のレベルは。

○安念委員長

まあそれは、我々は委員会だから。

○山内委員

本体のほうの一般職員分といいますか、職員分の1,000人基準というのも、今、方向は大体おっしゃったけど、まだ決まったわけじゃないですよ。そういうことですか。

○安念委員長

別に採決したわけじゃないけど。

○山内委員

というのは、じゃ、今のご下問は、あのくらいのレベルで公益事業3業種の平均のとり方というか、補正の落ちつけ方というかを考えたいという、そういうことですか。

○安念委員長

じゃ、本体というか1,000人規模のほうは、地域補正だけすることに初めから決まっているからそれはそれとして、他の補正はしないという前提で考えたとしてというふうに条件づけたらいかがでしょう。

○山内委員

2つあって、今の3業種の加重平均をとるのかということと、それからさっき松村さんが言ったけれども、それを加味するというのはどういう意味なのかと、両方ありますよね。

それにはちょっとデータが不足しているというふうに思うんです。要するに、どういうふうに計算したらどうなるかというデータが手元にないとなかなか。

○安念委員長

なるほど、それはそうだ。

○八田委員

行かなきゃいけないんです。

○安念委員長

行ってください。

○八田委員

すみません、試験をしないといけないので、3学期制なので、試験が今ごろあるんです。

私は、ここで今、最終結論を全部出さなくてもいいんじゃないかと思います。重要なことは、毎回こんな議論すべきじゃなくて、やっぱり今回ある種の基準をつくったら、それがずっとこれからも使えるようなものにすべきだと思います。今日明確になったその観点をに入れて他の料金規制にもつかえる基準をつくるべきだと思います。そのためには、もう一度どこかで会って決めるか、あるいは、お役所あるいは大臣にもおつくりいただければと私は思いますけど。

○安念委員長

「おつくりいただければ」と敬語になっているということは、だれかよそ様にやっていただくと。

○八田委員

我々自身がもっと細かくやってもいいと思います。しかし、最後の大臣が決めるというときに、選択肢を2つ申し上げて、どちらかを選んでいただく。あるいは、範囲を決めるということがあっても良いと思います。

以上です。

○安念委員長

わかりました。それは一つの一案ですな。これは両論併記にしても、東電のときの減価償却費みたいな超深刻な問題じゃありませんので、それは書き方としてはありかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ、お願いします、辰巳先生。

○辰巳委員

やっぱり一番消費者の目には、燃料費と人件費というのが目立ちますもので、人件費に関しては、ある程度ここで明確にしておくほうが私はいいいような気がしているんです。じゃ、どういうふうにするかということはちょっとまだ具体的にどうこうとは言えないですけども、やっぱり私もまさに河野さんと同じで、公聴会とか聞かせてもらったときでも、中には一般の職員の値段は下げるなとかいうお話もありはしましたけれども、普通の人の感覚で給料の800とか600とかという数字を見せられると、え、そんなにもらっていて値上げなのという印象だけはすごく大きいというのは事実であると思います。今回もちろん申請時に大きく下げてきておられるのは承知の上ですが、それは私たちの目線からすれば、もともと高かったのかなというイメージで捉えておりますし、だから、ちょっと厳し目になっても仕方がないのかなと思ってもいます。そういう印象です。具体的にどうこうするという事はまた皆さんで話し合いたいと思いますが。

○安念委員長

ほかはいかがでしょう。どうぞ、松村先生。

○松村委員

先ほど東電のケースの減価償却費とかということをおっしゃったわけですが、あのときにも両論併記にはしないで、一応この委員会の結論はこうですとしました。反対意見もあったということを書くとしても、両論併記にはしなかった。今回もそうすべきです。この委員会ではこれがいいと判断したということを出さないで、金額も方式によって変わる、いろんなやり方がある、どれか選んでください、とするのではなく、ここで一たん、この金額で査定したということを確認させるほうがいいと思います。まさに、安念委員長がおっしゃったとおり、唯一の正しい理論的なものはこれ、したがってこれ以外に選択肢はないという格好で出す必要はないと思います。しかし、いろんな選択肢がありますが、当委員会ではこう選択したという格好で、更に可能なら、ここだけではなく、これからの基準にしてもおかしくないものだと考えられるものを出すべきと考えます。

○安念委員長

ありがとうございます。私もそう思います。集まっている方にも労力を割いていただいて

やったんですから、とにかく当委員会の責任として、あとはそれこそ外からのご批判に委ねるとして、こういう立場をとりましたということを明確にしたほうがいいですよ。いなくなられたので言うのも何だけど、八田先生って割に両論併記がお好きなんですよ。東電のときも両論併記でいいとおっしゃった。

ほか、いかがですか。じゃ、もうこれ以上議論しても多分ご意見も出ないだろうと思いますので、まだ2度ばかり多分検討の機会がありますので、そこで最終的に決めますが、全体的な方向としてはまず、1,000人規模の賃金センサスの出発点ですけども、これについては地域補正は今、既に決着したことで、両電力さんの方式でよろしい。それから、それ以外の要素による補正はしないというのが大体の傾向であるというふうに私は認識をしております。

それから、公益事業3業態については3業態を加味するわけだが、その加味するというのは多分、フィフティー・フィフティーを上限とする。それから、3業種はどうしても加重平均にしなければならない、頭数に応じた加重平均にどうしてもしなければならないという強いご意見は私はなかったと思います。僕も単純平均であってもそれはそれでよろしいと、こういうことであったと思いますので、一応これを基本線にして、修正はもちろんあっても全然構いませんけれども、きょうのところの暫定的な結論としてはこういうことにさせていただきたいと存じます。

どうぞ。

○山内委員

地域補正については結論はいいんですけども、さっき八田さんがおっしゃったみたいに、ここでルール化したものはなるべく普遍的にほかの電力会社にも使えるという意味で言うと、2つ違います、それでもいいですというのが普遍性を持っていると、そういうことでいいんですか。

○安念委員長

どうでしょう。私はそう思っていますけども。ほかの委員の方はいかがでございますか。つまり合理性があればいいと。

○松村委員

その通りです。

○安念委員長

説得力ある説明可能なものであれば、といったって結局指標は2つしかないわけですけども。

○山内委員

いや、物価水準があるから、指標は一応3つぐらいあるんですけど、ほかにもあるかもしれないし。

○安念委員長

物価水準はリファレンスポイントとして見たという、そういう位置づけじゃないかしら、どうですか。これは自分たちが書いたことの解釈を自分たちで議論しているということになりますけど。

○山内委員

一般性という意味からいうと、2つのうちどちらか選択するという、そういうような意味合いで一般性を持つと。

○安念委員長

どうでしょうね。消費者物価指数。何か、どうぞ。

○片岡電力市場整備課長

一応、委員のご意見で書いた趣旨は恐らく3つぐらいやり方があり得て、関西さんの言われている賃金構造統計調査と九州の人事院と消費者物価指数もあり得たと。この3つのものをそれぞれ見比べると極めて近接、今回のケースにおいては近接していますし、それぞれにおいて乖離をしていないので、そういう意味で、それぞれが妥当じゃないかというご意見だったと思っています。したがって、それがもし乖離するときに何をを使うかということはまだこれはオープンなのかもしれないと思うんですけども。とりあえず今回はこういうことだということだと思うんです。つまり、何が言いたいかという、このご意見ではなかなか3つのうちのどれが一番ベストだということのあれには至っていないということではないかと思います。もし、またベストがあれば別だと思うんですが。

○安念委員長

何かこの点について。何か釈然としない顔をなさっている。要するに決まっていないということを決めたと、そういうことになりますけど。

○山内委員

そういう意味かなと今、思っています。

○安念委員長

どうぞ、秋池委員。

○秋池委員

それに決着をつける。先ほど山内先生から、この3つ以外も出てきてしまったらというお話もあったんですけども、それはまさにその合理性をそのとき見るということではないかと思っていて、恐らくこの3種類ぐらいしかないのではないかというふうに思いますが、そのときはそのときに合理的かどうかと見るということかと。

○安念委員長

まあ、いいや。ここで無理やり結論を出す必要はありません。とりあえず3つありそうだと。それで、とにかく合理性基準でいくという、とりあえず暫定的なポジション。それはそれでいいでしょう。

じゃ、また戻っていただいても結構です。次、燃料費いきましよう。これはやっぱり話し合っておかないといけない。これは両電力さんから平成27年1カ年にせよ、先行き海のものとも山のものともつかないシェールの影響を過大に見込むのは、できるはずないぞという当然のご批判をいただきました。これについての我々のポジションはどう考えたらよろしゅうございましょうか。何かご意見がありましたら。どうぞ。両電力さんのおっしゃることで説得されたので、これを変えましよう、そういうご提案でも構わないです、もちろん。

何かございせんか、どうぞ、辰巳委員。

○辰巳委員

両電力さんのおっしゃったことが何か余りに丁寧にお話しされたので、かえって私ちゃんと理解できなかつたんですが、25年度、26年度はいわゆるトップランナーと言っている数値でいいが、27年度を検討し直してくれませんか、そういうふうにおっしゃったのですか。

○安念委員長

私はそう理解しました。

○岩根取締役副社長

25年、26年は非常に厳しいですけれども、我々としてはやっぱり今、こういう状況なので頑張っていけないとだめだというふうには思っております。25年、26年、トップランナーです。27年にそれに加えてシェールガスの影響というのは、今の北米の状況からすると、我々としては非常に難しいというふうに考えています。ただ、本当に需給状況が変わって、27年に安いLNGが買えるという状況になれば、それは我々だけでなく、ほかのバイヤーさんも買えると思うので、そういう状況になれば、これは燃調で下がってくる話なので、27年にさらにトップランナーでいれるというのは、一体どういう状況を前提にしているのか。値上げの会社のみストレッチをするということの理論的根拠や、既存制度との整合性、あるいはそのレベルというのはどういうふうに考えればいいのか、我々自身もちょっとよくわからないんですけど、理論的に少し整合しないのかなというふうに考えております。その辺のところも含めてよくご検討賜りたいというふうに申し上げました。

○安念委員長

九電さん、いかがですか。

○安念委員長

九電さん、いかがですか。

○内藤取締役常務執行役員・国際事業本部長

トップランナーというのがちょっと意味がよくわからないところがありまして、従来から申し上げておりますけど、LNGの価格というのはその時々需給によって決まるんです。需給状況が同じであればトップランナーというのはわかるんですけど、今、トップランナーということで改定後、現時点で最も低価格なものの価格を織り込み価格とすべきであるという、ちょっとその背景が、具体的な数値がないものですから、本当に同じ条件でのトップランナーかなというのがよくわからなくて、そこのところをもうちょっとご説明いただくと、私どもとしても今、JLCより高い価格になっているということで、値下げの努力をすべきだということは十分承知しておりますけど、ちょっと説得力はないのかなという気がします。

○安念委員長

当然出てくるご反論。これについてはいかがでしょう。何かご意見ありませんか。どうぞ。

○河野オブザーバー

私が伺っても大丈夫ですか。

○安念委員長

どうぞ、もちろん。

○河野オブザーバー

頭ではおっしゃっていることは先ほどの話と同じで理解できるんです。ただ、不確実な期待値をどういうふうにするに数字にあらわしていただけるかということで難しいのかなと思いつつ、でもやはり経営努力といったところでしたら、こここのところで頑張っていたかかないと、私たち料金を払う側はやっぱり納得できないぞというところがありまして、これは気持ちの部分です。改めて伺いたいんですけども、この3年間の中で、今、何度も伺っているのは、「今までは」とか「通常は」という言葉を本当にこの会議の中で何度も何度も耳にしたと思います。「今までは」「通常は」。だから、こういうふうにするんだということだったんですけども、この燃料費に関して、特にLNGとか当面主力になるであろうこのことに関して、この3年間、今回の値上げ申請の審査にかかるこの3年間の中で、企業努力を数字にあらわすことは不可能でしょうかということをお聞きしたいです。

○安念委員長

もし、コメントがおありであれば。

○岩根取締役副社長

申請させていただいていますのは、現在の契約価格がありまして、もちろん高いのも安いのも

あるんですけど、少なくとも高いのは全部、通関価格より安くさせていただいている。安いのはそのままじゃないかということに関しましては、前もご説明していますけど、これは当初立ち上がったときに莫大な投資をして、そのときの原油価格は今の半分ぐらいの60ドルぐらいでしたので、売り主の方がむしろ、さらに原油価格が下がりますと、投資回収ができないということで運開後、数年間については原油価格を。当時の60ドルぐらいで固定したものの。その後は、全日本価格とコンペティティブな価格にしましょうと契約に書いてあります。それ以外のものについて、高いものはすべて安くしているが、それは我々の努力。少ないと言われるかもしれませんが、努力はしているつもりでございます。

○安念委員長

よくわかります、そのとおり。している、これ以上はもう振るっても鼻血も出ませんというお答え。

○河野オブザーバー

そういうお答えですよね。ですから、申請された数字は動かせないということですよ、おっしゃっていることは。

○岩根取締役副社長

トップランナーについて、先ほど九州さんからも話があったが、我々もレベルが分からない。もう一段ストレッチせよということであれば、頑張っていかなければならないと思いますが、ちょっとそのレベル感がわかりませんので、なんとも申し上げることが出来ません。ただ、もう一段努力をせよとおっしゃることに対して、我々は特に値上げをお願いしている立場ですし、消費者の皆様から調達をもっと努力せよということであれば、我々も身に染みてわかっていますので、そこはやっていく必要があると考えていますが、さらにその上にシェールガスもということであれば、既存契約の中では相当難しいと思います。全体のエネルギーの中で努力をするのかなと考えていますが、既存制度や今のLNGマーケットと比べて、どういうふうに考えたらいいか我々自身もちょっと分かりません。少なくとも既存の契約においては相当難しいのではないかとというのが、今日見せていただいた実感でございます。

○安念委員長

どうぞ、松村先生。

○松村委員

九州電力が指摘したおとり、輸入価格は確かに需給で決まるわけですが。需給で決まるわけだから、当然需給状況が変わっているであろう27年度のところで、今と同じ需給を前提として横置きにするなどというのは論外ですよ。最終年度のところで、将来どれぐらい需給が緩むかはわか



らないけれど、需給が緩むということはある程度予想されたら、それを反映して下げるとするのは、まさに九州電力が指摘した、あるいは関西電力が主張したように需給で決まるということを考えれば、当然に入れるべきだと思います。

それから、トップランナーに関しても、仮に過去10年間のトップランナーと言い出したら、10年間の中で一番需給が緩かったときのものを持ってくるとしたら、余りにも事業者に過酷なものになります。トップランナーの選定は、今現在と需給の状況が劇的に変わっていない範囲で選ぶべきです。したがって、当然震災後ということになるでしょうし、あるいはその選び方というのをもっとさらに最近ということになるかもしれません。需給に劇的な変化がなかった期間をとってトップランナーを選定しないと確かに不公正になると思います。言うまでもなく、当委員会が過去10年間で最も有利な契約、などという形でトップランナーを選ぶはずはありません。

○安念委員長

ほかにいかがでしょう。どうぞ、山内先生。

○山内委員

今の議論で、やっぱり将来のマーケットなので物すごく情報が不足していて、判断が難しい。今、電力会社の2社から言われたのは、その辺の情報についてどういう基準で考えているんだということを我々に問われたわけだけど、かなり難しいです、それ。その情報は著しく多分、供給者側にあるんだろうと思いますけども、ただ一方で、今これだけいろいろなことが報道されていて、シェールのある中で、やはりそれを全然無視もできないというのが実態ではないかというふうに思っています。

私自身も前回も言いましたように、ちょっとヨーロッパなんか見ていると、少しヨーロッパのガスのマーケットは緩んできているという話は聞いています。ただ、それが今の状況ですから、今、松村さんがおっしゃるように2年後、3年後にどうなっているかというのはなかなか難しい話ですよ。それで、思うのは、やっぱりこれ、前にあったのかもしれないんですけども、例えば長期計画の契約改定になったときに、どういうものがあってという資料を出していただきましたが、例えばそういうものについてどれくらいの確率といいますか、で引き下げというのがあるのかとか、あるいはそれによって今、トップランナーという言葉を使っていますけれども、それでそれに寄与するんだとか、そういう説明というのが一番必要で、我々は本当にそれで納得するかということなのかなというふうに思っています。

ただそれでも将来不確実なので、確定的なことは言えない。それは事実なんですけれども、その上で、例えば27年度について、下げるのか下げないのかで、下げるにしてもどのくらいの割合といいますか、で下げるのかということをもう一度判断するのかなというような感じを持ってい

ますけど。

○安念委員長

どうぞ、辰巳委員。

○辰巳委員

先ほど27年度以降のことを伺ったときに、もしも安く手に入るんだったら燃調で調整しますというお返事だったんですよね。その逆も、じゃ、あり得るわけですよね。ここ、今、低目に見ておいて、どうしても安いのが手に入らなかつたら燃調で上げるというお話もあるのですか。

○安念委員長

それは燃調とはそういうものです。

○辰巳委員

そうですね。だから、それを考えると、やっぱり最大限努力してくださることを先に見せておいていただくほうがいいような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○安念委員長

さて、燃料費チームは守秘義務の制約下で電力各社さんの各プロジェクト、各契約ごとのフォーミュラを拝見しております。それは表には出せませんので、ここでいうトップランナーとは一体何であるかということは、そもそも公表できない、そういう仕掛けになっております。ただ、そもそもトップランナーとは、実際のフォーミュラがわかる、わからない以前に、何を意味しているんだという九電さんのご指摘は、私もこれはトップランナー方式をとる以上はきちんとしておかなければならない、当然のご指摘ですので、これは私どもとして心しなければならぬことだと思います。そのとおりだと思います。

それから、仮にトップランナーを発射台としたとして、シェールガスの影響ですが、これについてはやはりもっと我々としては詰めて考えなきゃいけないです。つまり、影響が過大に評価されているという、事実認識の問題についての対応と、もう一つは、これは岩根副社長が前からおっしゃっているところの、安くなったら相場全体が安くなるのであって、関電さん、九電さんにとってだけ安くなるわけじゃないんだから、オールジャパンとかオールワールドで安くなるので、そこは燃調で面倒見ればいいでしょと、そういうお考えで、これに対してどのようにご返答申し上げるのかということはもうちょっと考えなければいけないかなと思います。ご返答申し上げるといっておっしゃるとおりです。それで我々が説得されちゃったので我々のほうが倒れますと、そういう選択肢も含めてお答えしなければならぬことだなというふうに考えました。だから、この点はちょっと私どものあと何日もデッドラインのないようだけでも考えましょう。

どうぞ。

○山内委員

おっしゃるとおりで、下がれば自動的に下がるし、上がれば上がるんだけど、今、この3年間の原価算定期間をとったということ自体は、要するに3年間の平均ですよ。だから、基本的には発射台が下がると、そういうことですよ。

○安念委員長

そうです。

○山内委員

そういうことですよ。だから、それで考えないといけないと思います。

○安念委員長

戻っていただいても構いませんが、ほかの費目についてはいかがでしょう。やっぱり人件費と燃料費が最大のアイテムですので、少し時間をかけてやっていただきましたが、ほかの点については何かこの場で議論しておくべきことはございませんですか。

どうぞ、どなたからでもご自由にご発言ください。

○飯田オブザーバー

ちょっと検討の結果の書きぶりから、結局どうなるのかなとちょっとよくわからない点がありますので質問したいんですが、かかわる費目でいうと、減価償却それからレートベース、修繕費にかかわってくるんですが、いわゆる未稼働資産、このそれぞれにおいて長期間不使用発電所等について算入しないという原則があるわけですけど、その上でのことなんですけど、いわゆる算定期間の3カ年には稼働しないという、設備はあるんだけど稼働しないという見込みの上にそれぞれの費目で算入されていることをどう考えるかと、こういうことだと思うんですけど、そこは減価償却あるいはレートベースや修繕費のところをどういうふうに整理されたのかがちょっと具体的によくわからない。具体的に言うと、原発で言いますと、関西電力さんで言うと9基については3カ年は稼働しないという前提に立っているということなんですけど、それを減価償却やレートベースやあるいは修繕費のところをどんなふうに整理をされたかというのをちょっと伺いたいと思うんですが。

○安念委員長

どなたかお答えというか、ご意見がありましたら。

ただ、一応は書いたつもりだったように思うんですが、ちょっと待ってください。これじゃ足りませんか。

○山内委員

何ページですか。

○安念委員長

54ページです。使うつもりですという、平たく言えばそういうことなんですけども。

永田委員、どうぞ。

○永田委員

54ページに記載されているとおり、基本的には稼働を前提としてということなので、減価償却費も減価償却費として料金に入ると。それから、一方で廃炉に関しての引当ての考え方は、総見積もり稼働時間に対して稼働している時間について、廃炉の引当金を計上するというのが基本的な考え方ですが、逆に稼働しなかったら、その未稼働の引当が料金に入らないということになりますという整理だったと思っています。レートベースの中には、この資産として原子力についても同じような取り扱いにしますという、料金に入りますという整理だったんです。

○安念委員長

何を言っているかわからんぞという。

○片岡電力市場整備課長

このたたき台をベースにちょっと補足をしますと、51ページにも書いてあって、51ページで特別監査に基づく査定ということで、立入検査の結果として以下のものはレートベースから除くべきというので、3つ目に長期間不使用発電所等というのを書いていますね。それから、これで不要設備だというふうにみなされますと、その下の黒丸で減価償却費などの営業費用についても原価算入は認められないということで、ここは一致するんです。

次に、原子力発電所が長期間不使用発電所としてレートベースから除外され、かつ減価償却からも除外されているかということについては答えはノーでありまして、その理由が54ページに書いてあるということなんです。これは東京電力の審査の際にも大きな議論になりまして、発電所によっては、火力発電所もそうですけれども、当然算定期間で動くか動かないかというのは個々別々に理由があるはずでありまして、その中で、やはり今後の見通しとして、それを活用するという蓋然性が強いものについては、引き続き有効な資産としてレートベースなり減価償却費は認めていくべきだろうと、そういう考え方でありまして、

このこれら発電所につきましても、当面この算定期間においては稼働することは見込まれていないということでありまして、ここに書きましたような理由によりまして、将来稼働する見込みがあるということで、それを原価に認めるのが適当でないかという、そういうたたき台になっているということでありまして、

○永田委員

さらに、前回、東京電力のときも検討したんですけども、要はこれが稼働しないイコール収益

獲得能力がない資産であると考えた場合は、そういった資産は減損すべきという会計的な処理になるということです。したがって、これは将来稼働を目指して維持管理するコストをかけて、それが経営者としてそういう意思を持っていると理解しています。したがって、経営の意思決定する者が除却するという前提には今のところ立っていない。つまり、資産として収益獲得能力を認めるイコール料金原価として料金を獲得する能力のあるものと考えている。これは会計的な考え方ですので、料金の考えと観点は違うかもしれません。

○安念委員長

いかがでございましょう。

○松村委員

この問題は、ご指摘のとおり、東京電力のときにもさんざん議論した。あの福島第一原発の5、6号機の減価償却費を認めたという例からして、この件について個人としては思うところはありますが、東電のあのケースは認めて今回のこれについて認めないというほうがむしろ不自然だと思います。ただ、あのときも言ったのですが、何回言ってもまた同じ発言が繰り返されるのでまた言わざるを得ません。今の最後の永田委員の発言に関してです。会計の話で混乱させるのはもう勘弁してください。これはあくまで料金の話なので、あくまで料金上は認めないとなっても、経営者の判断でこれは資産として持つということは絶対にないとは言えないわけで、会計の話と料金の話は別です。そういう会計上の配慮からやったのではなく、算定規則に淡々と従ってさんざん議論した結果として入れたということです。今発言があったような会計上の配慮ということではありません。

以上です。

○安念委員長

よろしゅうございますか。どうぞ。

○飯田オブザーバー

やはり委員会の報告として整理していただきたいのは、松村先生もおっしゃったんですけど、料金原価をどう判断をするのかという、ここが軸ですよね。だから、その料金原価の妥当性の問題と実際にどうするのかというのは別の話、極端に言えば、それはすべての品目にそうなるわけですので、ふさわしい料金原価とは何ぞやということに照らしてどうなのかということで報告書がまとまらないといけない、いや、そうはいつでも現実こうだから、この部分はこんなふうに解釈しましたよというふうにしちゃうと、皆さんが見るわけですから、そのときに、わけがわからなくなってしまうと思います。電気料金とは一体何なのかということに戻ってまいりますので、そこはやっぱりきちっとわかるように書いていただきたい。その評価の問題は、僕は別の異

論がありますけど、そういうふうにしていただきたいというのが一つ。

それから、もうほとんど意見を言う機会はもう今後余りないと思いますので、意見だけは申し上げますけど、やはりそういう未稼働資産が現にあって、算定期間以降に稼働を見込むので、それを設備として保持すると。したがって、そのことにかかる費用については見ましようという方針になっている、これというのは一番最初に言った原価に何を含めて計算をするのかという、こういうことからすると、やっぱり理解しがたい面が出てくるというふうには僕は思います。だから、3カ年の電気料金がこうやって計算できるんだということの説明の中に発電しない設備を入れるわけですから、そこはやっぱりわかりにくいと言えればわかりにくいというふうに意見だけ申し上げたいと思います。

#### ○安全委員長

わかりました。ありがとうございます。

これについては私も意見があります。って、なぜ原発がとまっているのか、その法的根拠が全くない。定期検査は別ですよ。その間とまるのは当たり前の話なんですけど、それ以外の原発についてはなぜとまっているのか、法的な根拠は私の知る限り何もありません。

ついでに言いますと、活断層の上には建屋を設けてはいけなないと決まっている、そんなどこにも決まっておられません。ただ、耐震審査指針の手引きと称する文書に、活断層の露頭があるところの上に建屋を建てることは想定されていないと書いてあるだけです、私の知る限りでは。間違っていたら教えていただきたい。つまり、今日、定期検査を除けば、いかなる原子力発電所についても運転を停止していなければならない法的根拠は私はゼロだと思っています。つまり、定検以外のすべての原子力発電所について、今から再稼働しても私は全く適法だと思っております、法的には。それを妨げるものは私は何もないと思っています。

それを行政指導によって、それもだれがした指導なのかよくわからないけども、それによってなぜか原発がとまっていて、なぜかとまっているためにガスをいっぱい買わなきゃいけなくて、それで値上げ申請になって、我々もこんなところで苦悶していると、こういう状況ではないかと私は思っています。だからどうだと申し上げているんじゃないんだけど、なぜとまっているのか私には理解できないままであるということでもあります。私は別に原発推進派じゃないので、原発なんかいい方がいいに決まっているんです。だれだってあんなもの、好きな人はいないんですけど、好きか嫌い、とめなければ違法かということとは何の関係もないこととございまして、私はただいま、今すぐに再稼働始めても何ら違法ではないというふうに考えております。それは私がローヤーとして考えていると、ただそれだけのことです。

さて、ほかにどうでしょう。どうぞ。

#### ○河野オブザーバー

先生の今のお話を伺った後で本当に申しわけないんですけど、もう一点だけ、いわゆる私たち、料金を支払う者からすると、やはりもう一度だけこの場で確かめておきたい部分があります。それは、日本原電さんへの拠出額というか、これも動いていないというか、全然購入電力のところですけども、電力を買うということになっているけれども、基本、今の先生のお話のように原子力発電が動いていないので買えていないと。少しも買えていないのに、ここにお金を払うということになっていまして、この間、新聞報道で見ましたけれども、ウラン燃料を売却して資金を捻出されたというふうな報道もありまして、確かにいつ動く、いろんな条件がそろえば動く可能性もありますので、ここで原発がどうのという話は私もしません。ですが、このことに関して、契約をされていると、この委員会では確かにルールがきちんとあって、そのルールから逸脱しないように話をしなければいけないというのは私もよく理解しています。確かに契約があるとか、それから会計上のという、本当にそれがなければ日本は動いていかないわけですから、一番大事な部分だと思いますが、例えば全体からするとそんなに大きな金額ではないかと思えますけれども、日本原電さんと契約条件を見直すとか、そういうふうな努力、いろんなところで努力されると思いますが、そういう先ほどと同じような不確実性が高い期待値なんですけど、LNG価格よりは全然確実の度合いが高いような気もする、そういうふうな考え方というのはないのかどうかということをちょっと伺いたいと思います。

#### ○安念委員長

私の理解をちょっと申し上げます。私どもは契約上支払わなければならないから当然原価として認める、としたものではありません。これは当たり前の話で、ゆるフンの契約なんて幾らだってあり得るわけですから、それならどんどん査定するだけの話です。そうではなくて、原電からの受電契約について申しますと、あれは事実上電力各社、特に受電している5社の共同開発のようなものでして、いわば自前で持つかわりに形として発電会社を共同で子会社として持っているようなものです。つまり、自分で持っているのとほとんど変わらない。そうすると、原発がとまってもその間の修繕費とか減価償却費は自分で持っていれば当然払わなきゃいけないが、それは、共同開発みたいな原電の場合も結局同じことだろうと考えるわけです。だから、契約にあるから、もちろん契約がなければ支払う義務はないんですが、契約があつて、かつその中で支払いをすることは当然のことであるという認識です。もちろん契約があつても、金額としては約束どおり満額当然認めますということには当然ならないのであって、原電側の人件費であるとか広告費であるとか、そういうものに相当する部分については削っていただく。その削っていただいた上で支払うものは支払っていただくと、こういう整理になったわけでございます。いいですか。

そういうことなんです。変だと思っておられるでしょう。変ですよ、それは確かに。売り物が無いのに何で金だけ払うんですかと、それは当然のことです。

○河野オブザーバー

なかなか料金を払う側からすると、ブラックボックスがたくさんあるんです、実は。やっぱり理解したいんです。そもそも総括原価方式というのが複雑だというのはやっとわかりました。ただ、一番関心が高い部分に関して言うと、こういうふうにはなっているんだなというところを理解したいということだったので、ありがとうございます。

○安念委員長

とんでもないです。

総括原価方式なんてばかばかしいですよ。つくづく思います、もう。フィクションの上にフィクションを重ねているだけなんです。これだから規制産業というのはしようがないです、しかし。

ほかにかがですか。たまには時間より早く終わってもいいでしょうな。

まだまだありますよ、しかし先は。少なくとも2回ばかりはお集まりいただくことになると思います。

きょうちょっともっと詰めなさいいけない論点を幾つか私のほうから出させていただきましたので、この1週間ぐらいでまた詰めましょう。

というわけで、きょうのディスカッションの内容を踏まえて、たたき台の修正をしていただきます。次回はそれについて議論をし、できれば取りまとめを行いたいと思いますが、無理やりするつもりはございません。

永田先生、失礼しました。どうぞ。

○永田委員

この議論の中で若干出たんですけど、電力料金制度運営の見直しにかかわる有識者会議の報告書の中で、事後評価をどうするんですかという議論があったと思うんです。外注費とかその他の経費関係のコストについて、どういうふうにインセンティブを与える制度をつくるかがポイントです。その中で、事後評価というものが大事ですね。報告書の中では原価算定期間内における評価と、原価設定算定期間終了後の事後評価を指摘しています。これはそもそも原価算定期間内においては、事業者の説明責任をどう果たすかということで、これは公開ガイドラインでディスクロージャーをどうするかというのがルール上決まっていた。ここの中身をどういうふうに深めるかというのが一つ目のポイントです。それから事後評価のところですけども、事後評価自体をどうするかという、制度の仕組みについては有識者会議の中でも最終的には方向性だけで実務的



な落とし込みは出来ていませんでした。料金値上げ審査では消費者と事業者の立場が絶対的にコンフリクトが生ずるので、ここの中で各費用が高い、安い、下げるべき、もっと深掘りをといてもなかなか平行線をたどっていくことなので、事後でどう評価するというのが一番大事なことだと私はずっと思っていました。そのときに一つ考えられるのは、今回、自由料金部門と規制部門がありますが、規制部門の中で企業努力もしくは外的要因で結果として下がった分とかいろいろ出てくると思うんですけども、それを比較検討して、なおかつ自助努力で下がった分について、次回以降の料金で下げる部分と、場合によっては事業者が規制部門で上げた余剰利益を例えば自由部門の投資の財源として使うとか、内部留保を考えると、そういった仕組み自体をやはり検討していかなければならないと考えます。そのために透明性を担保するという意味で言うと、それは第三者のチェックも一つのポイントとしてありました。透明にして、そこにチェックを入れる制度設計をきちんとやっていかないと、同じような平行線の議論をまたずっと続けるのではないかと懸念します。それについてはコメントさせていただきたいと思っています。

○安念委員長

事後評価はやりましょうといっってはみたものの、意気込みだけ見せて、その後、そう言われてみると格別こうやってやりましょうという方法論、具体論に入っていなかったですね、我々も。

○永田委員

そこまでエネルギーはないということで。

○安念委員長

エネルギーがなかったということ。だれがどう検討するかは別問題だけど、少なくとも事務局にはテイクノートしておいていただきましょう。やらなきゃいけないわけですよ、現に東電は大分前に値上げたわけだから。わかりました。ありがとうございます。重要な論点でした。

じゃ、ほかにご発言がなければ、事務連絡していただきましょうか。お願いします。

○片岡電力市場整備課長

次回の日程ですけれども、3月6日水曜日の開催とさせていただきます。また、今月14日に申請のありました東北電力と、20日に申請のありました四国電力ですけれども、あちらがちょっと前後といいですか、今の3月6日と前後しますけど、3月5日火曜日にこの委員会を開催しまして両社から概要説明を行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

### 3. 閉会

○安念委員長

では、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —